

官報

号外

昭和四十年八月十一日

○第四十九回国 衆議院會議録追録

第四十八回国会閉会中審査報告書

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一號)

二 行政機構並びにその運営に関する件

三 恩給及び法制一般に関する件

四 国防の防衛に関する件

五 公務員の制度及び給与に関する件

六 栄典及び旧勲章に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

石油ガス譲与税法案等閉会中審査報告書

一 石油ガス譲与税法案(内閣提出第八二號)

二 地方財政法の一部を改正する法律案(川村継義君外八名提出、第四十六回国会衆法第三三號)

三 地方自治に関する件

四 地方財政に関する件

五 警察に関する件

六 消防に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

会社更生法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 会社更生法の一部を改正する法律案(春日一幸君外一名提出、衆法第一二二號)

二 会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十二名提出、衆法第二四四號)

三 裁判所の司法行政に関する件

四 法務行政及び檢察行政に関する件

五 国内治安及び人権擁護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

国際情勢に関する件閉会中審査報告書

一 国際情勢に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

石油ガス税法案等閉会中審査報告書

一 石油ガス税法案(内閣提出第五七號)

二 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第五五號)

三 酒税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三〇號)

四 入場税法の一部を改正する法律案(有馬輝武君外十二名提出、第四十六回国会衆法第三三號)

五 砂糖消費税法を廃止する法律案(有馬輝武君外六名提出、衆法第三七號)

六 国の会計に関する件

七 税制に関する件

八 関税に関する件

九 金融に関する件

一〇 証券取引に関する件

一一 外国為替に関する件

一二 国有財産に関する件

一三 専売事業に関する件

一四 印刷事業に関する件

一五 造幣事業に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

学校給食法の一部を改正する法律案等閉会中審査報告書

一 学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十名提出、第四十六回国会衆法第三三號)

二 学校給食法の一部を改正する法律案(小平忠君外一名提出、第四十六回国会衆法第五一號)

三 文教行政の基本施策に関する件

四 学校教育に関する件

五 社会教育に関する件

六 学術研究及び宗教に関する件

七 国際文化交流に関する件

八 文化財保護に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

母子保健法案等閉会中審査報告書

一 母子保健法案(内閣提出第九六號)

二 最低賃金法案(井手以誠君外十四名提出、衆法第七七號)

三 駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(中村高一君外十三名提出、衆法第八八號)

四 労働基準法の一部を改正する法律案(井手以誠君外十四名提出、衆法第二五五號)

五 家内労働法案(八木昇君外十二名提出、衆法第三一號)

六 厚生関係及び労働関係の基本施策に関する件

七 社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件

八 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

農林水産業の振興に関する件等閉会中審査報告書

一 農林水産業の振興に関する件

二 農林水産物に関する件

三 農林水産業団体にに関する件

四 農林水産金融に関する件

五 農業災害補償制度に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。
昭和四十年七月二十一日

衆議院議長 船田 中殿

鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十六回国会閣法第五三號)

一 鉱業法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四十六回国会閣法第五三號)

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 第四十八回国会閉会中審査報告書

二 電気工事業を営む者の営業所の登録等に関する法律案(海部俊樹君外六名提出、衆法第三三三号)

三 中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(田中武夫君外十四名提出、衆法第一六号)

四 官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二五号)

五 中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、第四十六回国会衆法第二六号)

六 電気工事業及び電気工事士法案(麻生良方君外一名提出、衆法第三四号)

七 消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第四十六回国会衆法第一号)

八 通商産業の基本施策に関する件

九 経済総合計画に関する件

一〇 公益事業に関する件

一一 鉱工業に関する件

一二 商業に関する件

一三 通商に関する件

一四 中小企業に関する件

一五 特許に関する件

一六 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

一七 鉱業と一般公益との調整等に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

昭和四十年七月二十一日

商工委員長 内田 常雄

衆議院議長 船田 中殿

陸運に関する件等閉会中審査報告書

一 陸運に関する件

二 海運に関する件

三 航空に関する件

四 日本国有鉄道の経営に関する件

五 港湾に関する件

六 海上保安に関する件

七 観光に関する件

八 気象に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

運輸委員長 長谷川 峻

衆議院議長 船田 中殿

郵便局舎等整備促進法案等閉会中審査報告書

一 郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、第四十六回国会衆法第三号)

二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第六号)

三 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(安宅常彦君外九名提出、第四十六回国会衆法第七号)

四 通信行政に関する件

五 郵政事業に関する件

六 郵政監察に関する件

七 電気通信に関する件

八 電波監理及び放送に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

国土計画に関する件等閉会中審査報告書

一 国土計画に関する件

二 地方計画に関する件

三 都市計画に関する件

四 河川に関する件

五 道路に関する件

六 住宅に関する件

七 建築に関する件

八 建設行政の基本施策に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

昭和四十年七月二十一日
建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

予算の実施状況に関する件等閉会中審査報告書

一 予算の実施状況に関する件

二 予算委員会運営の改善に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

予算委員長 青木 正

衆議院議長 船田 中殿

昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算等閉会中審査報告書

一 昭和三十八年度一般会計歳入歳出決算

昭和三十八年度特別会計歳入歳出決算

昭和三十八年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和三十八年度政府関係機関決算書

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和三十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

五 歳入歳出の実況に関する件

六 国有財産の増減及び現況に関する件

七 政府関係機関の経理に関する件

八 公団等国有資本の二分の一以上を出資している法人の会計に関する件

九 国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付した貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

右各件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

昭和四十年七月二十一日
決算委員長 堀川 恭平
衆議院議長 船田 中殿

国会法等改正に関する件等閉会中審査報告書

一 国会法等改正に関する件

二 議長よりの諮問事項

三 その他議院運営委員会の所管に属する事項

右各件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

議院運営委員長 坪川 信三

衆議院議長 船田 中殿

懲罰制度に関する件等閉会中審査報告書

一 懲罰制度に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

懲罰委員長 山本 勝市

衆議院議長 船田 中殿

災害対策に関する件等閉会中審査報告書

一 災害対策に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。

昭和四十年七月二十一日

災害対策特別委員長 橋 兼次郎

衆議院議長 船田 中殿

公職選挙法改正に関する件等閉会中審査報告書

一 公職選挙法改正に関する件

右件は審査を終了するに至らなかった。

右報告する。

昭和四十年七月二十一日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長
中村庸一郎
衆議院議長 船田 中殿

科学技術振興対策に関する件閉会中審査報告書

一 科学技術振興対策に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

昭和四十年七月二十一日

科学技術振興対策特別委員長代理理事 原 茂
衆議院議長 船田 中殿

石炭対策に関する件閉会中審査報告書

一 石炭対策に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

昭和四十年七月二十一日

石炭対策特別委員長 加藤 高藏
衆議院議長 船田 中殿

公害対策基本法案等閉会中審査報告書

一 公害対策基本法案(中井徳次郎君外二十一名提出、衆議院第三〇号)
二 公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、第四十七回国会衆議院第八号)
三 産業公害対策に関する件
右各件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

昭和四十年七月二十一日

産業公害対策特別委員長 保科善四郎
衆議院議長 船田 中殿

体育振興に関する件閉会中審査報告書

一 体育振興に関する件
右件は審査を終了するに至らなかった。
右報告する。

昭和四十年八月十一日 衆議院会議録追録 第四十八回国会閉会中審査報告書 議案に関する報告書

昭和四十年七月二十一日

体育振興に関する特別委員長 大石 武一
衆議院議長 船田 中殿

議案に関する報告書

〔第六号参照〕

母子保健法案(内閣提出、第四十八回国会閣法第九六号)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案は、母性及び乳幼児の健康の保持、増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性及び乳幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、国民保健の向上に寄与しようとするものである。その要旨は次の通りである。

1 母性は、児童がすこやかに生まれ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、保護されなければならないこと。

2 乳幼児は心身ともに健全な人として成長し、ゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならないこと。

3 国及び地方公共団体は、母子保健の向上に關し、母性並びに乳幼児の健康の保持、増進に努めなければならないこと。

4 市町村長は、母性及び乳幼児の健康の保持、増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、相談、指導、助言等により、母子保健に關する知識の普及に努めなければならないこと。

5 市町村長は、妊産婦及び乳幼児の保護者に對して、必要な保健指導を行ない、又は医師等について保健指導を受けることを勧奨すること。

6 市町村長は、新生児について、育児上必要があるとき、医師、保健婦、助産婦等をして訪問指導を行なわせること。

7 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に對し、毎年、定期的に健康診断及び

検査を受け、必要に応じ、妊産婦又は乳幼児に對して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならないこと。

8 市町村は、母体の保護及び胎児の發育のため、妊産婦又は乳幼児に對して、栄養の摂取につき必要な援助に努めるものとする。

9 妊娠した者は、すみやかに市町村長に妊娠の届出をするようにし、届出した者に對して母子健康手帳を交付しなければならないこと。

10 市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、医師、助産婦、保健婦等をして訪問指導を行なわせるとともに医師、歯科医師の診療を受けることを勧奨すること。また、都道府県は医師等の診療を受ける妊産婦に對して必要な援助に努めなければならないこと。

11 低体重児(二千五百グラム以下)が出生したときは、保健所長に届出をし、保険所長は、未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦等をして、訪問指導をさせること。

12 都道府県知事は、養育のため、病院又は診療所に収容することを必要とする未熟児に對し、養育に必要な医療の給付を行なうこと。

13 養育に必要な医療に要する費用は、都道府県の支弁とし、国は、当該費用の十分の八を負担すること。

14 市町村は、母子保健に関する各種の相談に応ずるとともに、母性並びに乳幼児の保健指導等を行なう施設として母子健康センターを設置するように努めなければならないこと。

二 議案の修正議決理由

母性並びに乳幼児の健康の保持増進を図るため、母子保健の向上に関する措置を講ずることは、時宜に適當なものとするが、本案実施に伴い市町村は多額の経費負担が予想され、市町村の受入れ態勢が不十分のため、母子保健事業

を都道府県知事に行なわせる等の修正を加えることを適當と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

昭和四十年年度一般会計予算(厚生省所管)において三億六千六百十七万円を計上している。

なお、本修正の結果必要とする経費は、昭和四十年年度においては、約一億八千万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して鈴木厚生大臣より本修正に對し「院議として決定される以上政府としては、これを尊重する」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

母子保健法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 母子保健の向上に関する措置(第九条―第二十一条)

第三章 母子保健施設(第二十二条)

第四章 雑則(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に對する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もつて国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。

(乳幼児の健康の保持増進)

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。

(母性及び保護者の努力)

第四条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

(用語の定義)

第六条 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

2 この法律において「乳児」とは、一歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行なう者、後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者をいう。

5 この法律において「新生児」とは、出生後二十八日を経過しない乳児をいう。

6 この法律において「未熟児」とは、身体の發育が未熟のまま出生した乳児であつて、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

(児童福祉審議会の権限)

第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条に規定する児童福祉審議会は、母子保健に関する事項につき、調査審議するほか、中央児童福祉審議会は厚生大臣の、都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答へ、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

市町村長の協力
(保健所と市町村の関係)
第八条 都道府県の設置する保健所の長は、その管轄する区域に係る市町村長が行なう母子保健に関する都道府県知事の権限に属する。

事務
に關する業務について、必要な協力を行なわなければならない。

第二章 母子保健の向上に關する措置
(知識の普及)
第九条 都道府県知事は、保健所を設置する市にあつては、市長と市町村長は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に關し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行なう等により、母子保健に關する知識の普及に努めなければならない。

12 市町村長は、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、助産婦、看護婦又は栄養士のうちから任命した非常勤の職員に前項の業務を行なわせることができる。

(保健指導)
第十条 市町村長は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に關し、必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科

医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)
第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健婦、助産婦又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)
第十二条 市町村長は、満三歳をこえ満四歳に達しない幼児に対して、毎年、期日又は期間を指定して、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行なわなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村長は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

(栄養の摂取に關する援助)
第十四条 市町村(特別区を含む、以下第二十一条第四項及び第二十二條において同じ)は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、栄養の摂取につき必要な援助をするように努めるものとする。

(妊娠の届出)
第十五条 妊娠した者は、○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

2 市町村長(保健所を設置する市の市長を除く)は、前項の妊娠の届出を受けたときは、厚生省令の定めるところにより、

すみやかに、その旨を保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。

(母子健康手帳)
第十六条 市町村長は、妊娠の届出をした者に対して、厚生省令の定めるところにより、母子健康手帳を交付しなければならない。

2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産婦又は保健婦について、健康診査又は保健指導を受けたときは、そのつど、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、母子健康手帳に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

(妊産婦の訪問指導等)
第十七条 市町村長は、第十三条の規定による健康診査の結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産婦、保健婦又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行なわせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 都道府県又は保健所を設置する市は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(低体重児の届出)
第十八条 体重が二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、その保護者は、○すみやかに、厚生省令で定める事項を、その乳児の現在地を管轄する保健所長に届け出なければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

○すみやかに、○市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。

による養育医療の給付をすべき旨の決定を受け

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 議案に関する報告書

た者は、この法律の施行後の期間に係る当該給付については、第二十条第一項の規定による養育医療の給付をすべき旨の決定を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の五第一項の規定により指定された指定養育医療機関は、第二十条第五項の規定により指定された指定養育医療機関とみなす。

(母子健康手帳に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法第二十条の二第一項の規定により交付された母子手帳は、第十六条第一項の規定により交付された母子健康手帳とみなす。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 母子保健に関する事務

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一号及び第二号中「及び妊産婦」を削る。

第十九条を次のように改める。

第十九条 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ない、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行なわなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とする。以下同じ。)につき、同法第十六条第二項第一号又は第二号に掲げる事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十九条の二を削る。

第二十条を次のように改める。

第二十条 都道府県知事は、身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)の給付を行ない、又はこれに代えて育成医療に要する費用を支給することができる。

前項の規定による費用の支給は、育成医療の給付が困難であると認められる場合に限る、これを行なうことができる。

育成医療の給付は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

育成医療の給付は、厚生大臣が身体障害者福祉法第十九条の二第一項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定育成医療機関」という。)に委託してこれを行なうものとする。

第二十条の二から第二十一条の五までを削り、第二十一条の六中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「養育医療」を「育成医療」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の七第一項中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十一条の八第一項から第四項までの規定中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の三とする。

第二十一条の九中「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条第二項中「都道府県又は保健所を設置する市」を「都道府県」に改め、同条を第二十一条の四とする。

第二十一条の十中「第二十一条の四第一項を「第二十条第一項」に、「第二十一条の七」を「第二十一条の二」に、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に改め、同条を第二十一条の五とする。

第二十一条の十一及び第二十一条の十二を削る。

第二十一条の十三を第二十一条の六とする。

第二十一条の十四を第二十一条の七とする。

第二十一条の十五中「第二十一条の十三第一項」を「第二十一条の六第一項」に改め、同条を第二十一条の八とする。

第二十一条の十六第二項中「第二十一条の十二第三項」を「第二十条第三項」に改め、同条第六項を次のように改める。

指定養育機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

第二十一条の十六中第七項を削り、第六項の次に次の三項を加え、同条を第二十一条の九とする。

指定養育機関が第五項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなくなつたとき、第九項において準用する第二十一条の規定に違反したとき、その他指定養育機関に第二項第一号の医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該養育機関の開設者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第二十一条の規定は、指定養育機関について、第二十一条の二から第二十一条の四までの規定は、第二項第一号の医療に係る療育の給付について準用する。この場合において、第二十一条中「育成医療」とあるのは、「第二十一条の九第二項第一号の医療」と読み替え

るものとする。

第五十条第四号から第五号の二までを削り、同条第五号の三中「第二十一条の十二」を「第二十条」に、「第二十一条の十三」を「第二十一条の六」に改め、同条を同条第四号とし、同条第五号の四中「第二十一条の十六」を「第二十一条の九」に改め、同条を同条第五号とする。

第五十一条第二項を削る。

第五十二条中「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その三分の一を」とを削り、「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

第五十三条中「第一項第三号」を「第三号」に改める。

第五十三条の二中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十四条中「第五十一条第一項第二号」を「第五十一条第二号」に改める。

第五十五条中「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改める。

第五十六条第一項中「第五十条第五号の二から第七号まで」を「第五十条第四号から第七号まで」に、「第五十条第五号の二に規定する費用に

ついては、養育医療の給付を行つた場合における当該措置に要する費用、同条第五号の三」を「第五十条第四号」に、「第五十一条第一項第一号」を「第五十一条第一号」に改め、「保健所を設置する市の市長にあつては、第五十一条第一項第一号及び第二項第四号に規定する費用」を削る。

第五十九条中「保健所を設置する市の市長が第二十条の二若しくは第二十一条の四の規定によつてした処分、特別区の区長が第二十条の二の規定によつてした処分、」を削る。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の児童福祉法第二十一条の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に関しては、前条の規定による同法の改正にかかわら

ず、なお従前の例による。

第七條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「及び健康診査」を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一條の八第三項(同法第二十一條の十二第五項及び第二十一條の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一條の三第三項(同法第二十一條の九第九項及び母子保健法(昭和四十年法律第 号)第二十條第六項において準用する場合を含む。)」に、「児童福祉法第二十一條の八第四項(同法第二十一條の十二第五項及び第二十一條の十六第六項において準用する場合を含む。)」を「児童福祉法第二十一條の三第四項(同法第二十一條の九第九項及び母子保健法第二十二條第六項において準用する場合を含む。)」に改める。

第九條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法第二十一條の四第一項の規定によつて行なわれた養育医療の給付に係る診療報酬に關しては、前條の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一號)の一部を次のように改正する。

第五條第五十六号中「養育医療」を削り、「同法第二十一條の十六第二項第一号」を「同法

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 議案に關する報告書 請願に關する報告書

第二十一條の九第二項第一号」に改め、同條中第五十六號の二を第五十六號の三とし、第五十六號の次に次の一号を加える。

第五十六號の二 母子保健法(昭和四十年法律第 号)の定めるところにより、養育医療に關する必要な診療方針及び診療報酬を定めること。

第十三條第二号中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

第二十九條第一項の表中央児童福祉審議會の項中「妊産婦」の下に「その他母性」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十一條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「児童福祉法第二十一條の十二」を「児童福祉法第二十條」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「母子保健法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第七十二條の十七第一項ただし書中「身体障害者福祉法」の下に「母子保健法」を加える。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十三條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前條の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四第一項ただし書及び第七十二條の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項第一号中「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」の下に「母子保健法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十五條 この法律の施行前に附則第五條の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に關しては、前條の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正)

第十六條 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第三号を次のように改める。

三 母子保健法(昭和四十年法律第 号)第十二條の規定による健康診査に要する費用に対する同法第二十一條第二項の規定に基づく負担金

第二條第一項中「第四号」を「第三号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同條第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

三 母子保健法第二十一條第二項

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 前條の規定による改正後の保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に關する特別措置法の規定は、昭和四十年四月一日以後この法律の施行の日(前日)までに附則第五條以降の国の負担金及び補助金について適用し、昭和三十三年度分の国の負担金及び補助金に關する規定は、昭和三十三年度分の国の負担金及び補助金に關する規定に適用する。

請願に關する報告書

【第七号(参照)】

地方行政委員會

旧樺太引揚市町村吏員に退職料等支給に關する請願(請願者 札幌市月寒東五條八丁目相良吉次外一名(壽原正一君紹介)(第一号)及び同(請願者 山形県米沢市御廟町千七百七十六番地の三旧樺太引揚市町村吏員連盟渡辺兼治郎(地崎宇三郎君紹介)(第一三三二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧樺太の市町村には、有給吏員の退職料、退職給与金、遺族扶助料、死亡給与金等に關する支給条例の設定があり、旧市町村吏員は、所定の納付金を納付し、これを一つのよりどころとして勤務してゐたのであるが、昭和二十年八月十五日を境として、これまで退職料の支給を受けていた者が全面的にこれを打ち切られたままこんにちに至つてゐる。しかしこの措置は昭和十六年の宣戰布告後、樺太市町村の職務の大部分が国の業務であつたことや、軍人恩給の戦時加算も実施されてゐることなどに徴し、まことに不合理であり、在勤中の積み立て金も掛け捨てとなるので、これ等の者に対し、退職料をすみやかに支給されたい。また旧樺太市町村勤務十五年以上の有給吏員が引き揚げ後、国、地方公務員のいずれにも就職しないで現在に至る者に対し、退職料(引き揚げ後死亡した者にはその遺族に遺族扶助料)を支給されたいのである。

二、請願の議決理由

旧樺太市町村吏員のおかれた不幸な特殊事情と、漸次整備されつつある退職年金法制度の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請

基つてした健康診査は、第十二條の規定に基づいてした健康診査に關する報告書

【第七号(参照)】

地方行政委員會

旧樺太引揚市町村吏員に退職料等支給に關する請願(請願者 札幌市月寒東五條八丁目相良吉次外一名(壽原正一君紹介)(第一号)及び同(請願者 山形県米沢市御廟町千七百七十六番地の三旧樺太引揚市町村吏員連盟渡辺兼治郎(地崎宇三郎君紹介)(第一三三二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧樺太の市町村には、有給吏員の退職料、退職給与金、遺族扶助料、死亡給与金等に關する支給条例の設定があり、旧市町村吏員は、所定の納付金を納付し、これを一つのよりどころとして勤務してゐたのであるが、昭和二十年八月十五日を境として、これまで退職料の支給を受けていた者が全面的にこれを打ち切られたままこんにちに至つてゐる。しかしこの措置は昭和十六年の宣戰布告後、樺太市町村の職務の大部分が国の業務であつたことや、軍人恩給の戦時加算も実施されてゐることなどに徴し、まことに不合理であり、在勤中の積み立て金も掛け捨てとなるので、これ等の者に対し、退職料をすみやかに支給されたい。また旧樺太市町村勤務十五年以上の有給吏員が引き揚げ後、国、地方公務員のいずれにも就職しないで現在に至る者に対し、退職料(引き揚げ後死亡した者にはその遺族に遺族扶助料)を支給されたいのである。

二、請願の議決理由

旧樺太市町村吏員のおかれた不幸な特殊事情と、漸次整備されつつある退職年金法制度の現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録 請願に関する報告書

願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年六月十日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

地方公務員共済年金受給者の処遇改善に関する請願(請願者 水戸市南三の丸茨城県市町村職員年金受給者連盟理事長武田隆二郎)(塚原俊郎君紹介)(第二五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員共済年金額は、漸次増額改定されているものの、現下の経済状況からしてその幅があまりにも少なく、年金本来の目的とする生活保障にほど遠い状態である。また現職公務員の給与は、人事院の勧告により例年給与ベースの改定が実施され、本年も勧告がなされようとしており、これが実施されると、現職公務員の給与はおおむね三万七千円ベースとなるやに聞か、同公務員の給与にひとしい性格をもつ年金は、現在二万四千円ベースにとどまつており、現職公務員の給与と比較し、その格差はますます大きくなるばかりである。ついで、次記事項をすみやかに実現されたいというのである。(一)生活水準の向上、物価の上昇、現職公務員の給与に即応して年金額を引き上げること、(二)恩給制度の改正に伴う年金の増額措置については、三年度にわたる段階的实施を短縮すること、(三)昭和二十三年六月三十日以前の退職者に対する不均衡を是正すること。

二、請願の議決理由

地方公務員共済年金制度は、漸次整備改善されつつあるが、一般消費水準の向上、物価の上昇等により、なお、年金額その他に改善を要す

る点が少なくない現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年六月十日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

国有林野所在市町村交付金の適正化に関する請願外十三件(請願者 鹿児島県阿久根市長丹宗忠外十三名)(池田清志君紹介)(第三二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野所在市町村に対する交付金の算定には、きわめて不合理な面があり、その交付額は著しく過少である。さらに政府は昭和二十九年以来据置き置きの台帳価格を基準とする糊塗的措置に終始し、こんにちに至るまで満足すべき措置を講じていないが、これは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の趣旨に反するものである。ついで、すみやかに実態を検討し、昭和四十一年度予算をもつて、市町村交付金の適正化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林野が所在市町村の行財政に与える諸般の積極的、消極的影響の实情にかんがみ、適正な台帳価格に相当する金額の交付を要する本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

地方交付税の税率引き上げに関する請願(請願者 福島県議會議長鈴木省吾)(渡徹郎君紹介)(第三三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政は、産業基盤の整備、住民福祉のための生活環境施設の充実等膨大な財政需要をかかえており、このため公共事業費、社会保障費等の大幅な増高は避け難い傾向にある。これに加えて、今後給与費の著しい増加も予想されている。しかるに自主財源である税収入の伸びは、経済引き締め基調の影響を受けてますます鈍化の傾向にあり、地方団体の財政収支は再び赤字財政へ転落する危機を迎えていることは憂慮にたえない。ついで、現行二九・五%の地方交付税の税率を最低三〇%以上に引き上げ、地方自治体における財源の充実強化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の貧困化する地方財政を打開するため地方交付税の繰入率の引き上げにより、地方の自主財源を強化されたという本請願の要請については、十分に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

たばこ消費税の税率引き上げに関する請願(請願者 福島県議會議長鈴木省吾)(渡徹郎君紹介)(第三三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の自主財源である税収入のうち、たばこ消費税の現行税率は、都道府県、市町村合せて二四%であり、たばこの価格中に占める国庫への納付金の割合に比し、はなはだしく低

位におかれているが、最近における地方財政は、公共事業費、社会保障費、給与費等の著しい増高に反し、税収入の伸びは鈍化の傾向にあり、このため大きな危機に直面している。ついで、たばこ消費税の現行税率を都道府県、市町村合せて、最低三〇%以上に引き上げ、財源の強化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における地方財政収支の著しい悪化にかんがみ、普遍性のある本税の税率を引き上げることによつて地方公共団体の財源を充実するため本請願の趣旨は妥当と認めた。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 船田 中殿

法務委員会

本古内簡易裁判所等存置に関する請願(請願者 北海道上磯郡本古内町長山本竹蔵外三名)(田中正巳君紹介)(第一一号)、同請願者 北海道上磯郡本古内町議會議長西山兼松外三名(山内広君紹介)(第二六八号)及び同(請願者 北海道上磯郡知内村長永田信熊外一名)(佐藤孝行君紹介)(第三六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上磯郡本古内町所在の本古内簡易裁判所並びに本古内区検察庁が廃止されるやに聞くが、もしこれが廃止され、関係地域住民が函館市におもむくことになる、所要往復時間は現在の数倍となり、宿泊を要する地域も出現し、きわめて不便となるばかりでなく、その関連出費も必然的に増高するなど、これが住民経済に及ぼす影響は大である。ついで、多くの官公

署があり、小都市の要素を備えている木古内町の将来をも配慮の上、木古内簡易裁判所並びに木古内区検察庁を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

すべての国家機関は国民のためにあるものであり、裁判及び検察の機関といえどもまたその通りであつて、特に地方的なこれらの機関の存廃については地元住民の利便を十分考慮のうえ、決すべきである。本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

法務委員長 濱田 幸雄
衆議院議長 船田 中殿

東京法務局文京出張所における商業登記事務取扱に関する請願（請願者 東京都文京区湯島二丁目三十一番本郷法人会長金原四郎外一名）（四宮久吉君紹介）（第一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都文京区管内の商業登記は、東京法務局日本橋出張所が所管している。このため、印鑑証明、登記簿本の交付等は、申請後、常に七日から十日を要する現状にあり、住民の営業上の障害、時間の浪費等ははかり知れないものがある。ところで区当局が法務局文京出張所を誘致するに際して、不動産登記事務とともに商業登記事務の取り扱いを法務省に要請したが、当時は時期尚早との判断から将来善処するとの配慮を得て、区当局もこれを了承し、必要事務所を確保したままこんにちに至つてゐる。しかし文京区内の商業は、区の進展とともに日本経済の高度成長下にあつて、ますます発展しつつあり、区内における会社の設立、資本増加または

商業取引の保全等商業登記事務の増加が予想される。文京出張所における商業登記事務の取り扱いには必要欠くべからざる情勢にある。ついで、文京総合庁舎内の東京法務局文京出張所において、商業登記事務が取り扱えるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

商業登記は、国民の権利義務に重要な関係を有するとともに、国民の日常生活に密接な関係をもつものであるから、商業登記事務を取扱う登記所の配置又は事務の配分は国民の利便にかなうように配慮しなければならぬ。従つて商業登記の利用度が高い地域には国民の利便のためそれに応ずる措置が望ましい。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

法務委員長 濱田 幸雄
衆議院議長 船田 中殿

改正刑法準備草案第三百六十七條に関する請願（請願者 北海道旭川市九条九丁目右二号旭川市古物組合長長谷川重利）（佐々木秀世君紹介）（第三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法務省法制審議会刑事法特別部会において刑法改正のための検討が行なわれてゐると聞いて、さきに発表された改正刑法準備草案第三百六十七條によると、営業に關し、過失により情を知らないで盗品その他財産に対する罪によつて得た物を保管し、有償で取得し又はその処分を周旋した者は、三十万円以下の罰金に処する」と規定しており、このような苛酷な義務を負わされては、営業者は安心して営業ができなくなるばかりでなく、不名誉な贓物罪による罰金刑に処せられることになる。ついで、

刑法改正に際しては、このような規定を新設しないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

いわゆる贓物に關する犯罪行為の特殊性にかんみ、その処罰規定の構成要件をどのように定めるかについては、種々議論のあるところであるが、罰則が人権に及ぼす影響力に照らし、それが不当に古物商その他の関係業者の営業を脅かし又は苛察にわたることのないよう慎重な配慮が必要である。本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

法務委員長 濱田 幸雄
衆議院議長 船田 中殿

社会労働委員会

かぜ薬の配伍基準に関する請願（請願者 富山市東田地方四番地嶋田信）（鍛冶良作君紹介）（第一三三号）、同（請願者 富山市西仲間町四番地富山県農業議員連絡協議会長池上義政）（佐伯宗義君紹介）（第一四四号）、同（請願者 富山市長柄町二丁目十番地牧田清二）（内藤隆君紹介）（第一五五号）及び同（請願者 富山市西公文名五番地恒川海蔵）（佐野憲治君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山の配置家庭薬はわが国民の保健衛生上家庭用応急薬として極めて重要な役割りを果たしており、特にかぜ薬に關してはその効用、安全性、長期保存等に多年の研究と実験を生かして、厚生省の許可基準に基づき配伍調製してきた。しかるに今回、厚生省は「かぜ薬新配伍基準」を示したが、これは従来許可の配伍基準に比して大幅な減量となり、薬の効用性を著しく低

下させるものであり、国民保健衛生上全国の配置家庭薬需用者の信頼に添ひ得ないものとなる。ついで、かぜ薬の配伍基準については相当權威ある専門委員会をつくつて検討し、増量、あるいは新規基準に示されたもの以外の薬品を追加する等の具体的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

療術の新規開業制度に関する請願（請願者 兵庫県加古川市上荘町国包百八十九番地畑正八）（田中武夫君紹介）（第一六六号）、同（請願者 福岡県大牟田市一の浦町百十六番地中村末吉）（稻富稔人君紹介）（第二六二号）、同（請願者 大阪府八尾市大字久宝寺二千六百三十六番地奥村華豊）（栗山礼行君紹介）（第二七号）、同（請願者 神奈川県小田原市久野百七十三番地全国療術師会小田原支部小川豊吉）（平林剛君紹介）（第一六九号）、同（請願者 大阪府住吉区粉浜本町三丁目七番地小鏡英芳）（和爾俊二郎君紹介）（第一七〇号）及び同（請願者 兵庫県加古川市平岡町土山千四百四十三番地田中喜代治）（吉田賢一君紹介）（第三七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、医業類似行為としての療術業務の新規開業を、すみやかに制度化されたいというのである。（一）療術師の業務（手技、電気、光線、温熱及び刺戟の五種療法）は、あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の業務

七名) (大橋武夫君紹介) (第二四二号)、同(請願者 盛岡市内丸一の六十番地岩手県傷痍軍人会長滝沢清治郎) (椎名悦三郎君紹介) (第二四三号)、同(請願者 千葉市幕張町四丁目八百十番地千葉県傷痍軍人連合会長高橋正次外一名) (伊能繁次郎君紹介) (第二五九号)、同(請願者 熊本市県庁内熊本県傷痍軍人会長田中典次) (坂田道太君紹介) (第二六〇号)、同(請願者 群馬県多野郡吉井町大字吉井三百七十一番地群馬県傷痍軍人身体障害者団体連合会長牧野末司) (中會根康弘君紹介) (第二六一号)、同(請願者 高松市六番町香川県總合会館内香川県傷痍軍人会長加藤常太郎外一名) (藤本孝雄君紹介) (第二六二号)、同(請願者 大阪市南区田島町二番地大阪府傷痍軍人妻の會長田中正子) (古川文吉君紹介) (第二六三号)、同外一件(請願者 福井市泉町一丁目二百八番地福井県傷痍軍人会長山田善夫外一名) (植木庚子郎君紹介) (第二七五号)、同(請願者 長野市県町五百四十番地長野県社会会館内長野県傷痍軍人会長三尾貫三) (増田甲子七君紹介) (第二七六号)、同(請願者 山形市宮町三丁目三番地の三十三山形県傷痍軍人会長後藤寿三郎外一名) (松澤雄藏君紹介) (第二七七号)、同(請願

一、一號）に關する報告書

二、請願の要旨及び目的

戰傷病者の妻は、公務起因による不具廢疾の症状に苦しむ夫を勵ましなが、物心ともに一家の主柱として日夜献身的努力を払い生活を續けている。ついては、戰傷病者の妻及び昭和三十八年法律第六十一號の戰没者等の妻に對する特別給付金支給法に該當しない昭和三十八年四月二日以後未亡人となつた戰傷病者の妻に對し

部安司君紹介)(第三三二号)及び同外一件
(請願者 滋賀県八日市市金屋町三丁目北

ても特別給付金が支給されるよう法的措置を講ぜられたいものである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

松本諏訪地区に総合職業訓練所の設立誘致に関する請願(請願者 長野県議会議長長羽田義知(唐澤俊樹君紹介)(第六〇号)、同(請願者 長野県議会議員野沢市太郎(井出太郎君紹介)(第六一〇号)、同(請願者 長野県議会議員岩本忠雄(小川平二君紹介)(第六二〇号)、同(請願者 長野県議会議員福島清(吉川久衛君紹介)(第六三〇号)、同(請願者 長野県議会議員池田和夫(倉石忠雄君紹介)(第六四〇号)、同(請願者 長野県議会議員和田喜久蔵(中澤茂一君紹介)(第六五〇号)、同(請願者 長野県議会議員母袋忠右衛門(羽田武嗣郎君紹介)(第六六〇号)、同(請願者 長野県議会議員尾崎秀男(増田甲子七君紹介)(第六七〇号)、同(請願者 長野県議会議員小坂卓郎(原茂君紹介)(第一四四号)、同(請願者 長野県議会議員米沢嘉久太(松平忠久君紹介)(第一四五号)及び同(請願者 長野県議会議員吉田末男(下平正一君紹介)(第二〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

このたび国においては新産業都市の指定を受けた地区に総合職業訓練所を設置しようとする動きがあるように聞か、長野県は技能を習得するための職業訓練所の不足により技能労働者が十分でない現状であり、加えて近年県下には

昭和四十年八月十一日 衆議院会議録追録 請願に関する報告書

第一次産業から第二次産業に転職し、技能の習得を希望する者が増加している中で、この際新産業都市松本諏訪地区内に総合職業訓練所を早急に設立するよう措置されたいものである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

沖繩の結核患者救済に関する請願(請願者 鹿児島県指宿市十二町四百四十五番地国立指宿療養所沖繩郷友会長浜野(上林山榮吉君紹介)(第一三五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在沖繩の結核患者のうち、五百名は日本政府の厚情により日本で治療されている。そのうち五十名は国立鹿児島指宿療養所に入所しているが、同療養所には、なお相当数の空ベッドがあるので、前記委託患者五百名を三千名に増員し、恵まれた日本の施設において治療できるように措置されたいものである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

福岡県に国立視力障害センター設置に関する請願(請願者 福岡県知事鶴崎多一外十(一名)中島茂喜君紹介(第一三六号)及び

同(請願者 福岡市天神二丁目一番地花田更生(河野正君紹介)(第一六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近、視覚障害者自身の更生意欲はとみに高まり、厚生施設、ことに国立施設への入所希望者が増加しつつあるが、九州地方の障害者は遠く国立神戸視力障害センターを利用するほかなく、距離的關係から費用その他の面できわめて難渋している。このような現状にかんがみ、障害者はもとより各方面においては、福岡県に国立施設設置の必要性を痛感し、すでにこれが設置に必要な敷地その他について、地元において協力態勢を整え万全を期している次第である。ついては、北九州を中心とする工業地帯をはじめ炭鉱その他特殊な環境による障害者の多発地帯である福岡県の特長事情及び地理的条件等を配慮の上、昭和四十一年度と同県に国立視力障害センターを設置されたいものである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

生活保護制度の改正に関する請願(請願者 鳥取県西伯郡岸本町坂長千六百八十一番地長谷川浩外一名(足鹿覺君紹介)(第一八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の生活保護制度を次のように改正されたいものである。(一)賞与、内職による収入等は、収入認定より除外し、生活扶助料より差し引かないようにすること、(二)贈与等により生活保護家庭がテレビを保有している場合にお

いても、地域環境により聴視に制限が加えられているが、この制限をやめること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

健康保険改悪反対及び医療保障確立に関する請願外五件(請願者 富山市花園町一丁目八十七番地小倉実外九千三百七十一名)(河野正君紹介)(第二七八号)、同外二件(請願者 名古屋市中区港區大手町二丁目四十二番地深澤洋子外三千三百八十五名)(加藤進君紹介)(第二八〇号)、同外四件(請願者 横浜市中区元町五丁目二百十九番地北村文子外六千七百二十名)(川上實一君紹介)(第二八一号)、同外三件(請願者 札幌市琴似町南苑寒三百八十三番地竹内忠雄外六千八百五十九名)(谷口善太郎君紹介)(第二八二号)、同外三件(請願者 新潟県北魚沼郡広神村池平桜井ヨキイ外三万七千五百二十名)(林百郎君紹介)(第二八三号)、同外二件(請願者 東京都新宿区百人町二丁目七十五番地勝又基明外三千三百三十九名)(麻生良方君紹介)(第二九五号)、同(請願者 熊本県水俣市大字浜二千五百九十二番地金金作外二千二百四十四名)(内海清君紹介)(第二九六号)、同(請願者 名古屋市中区栄田町五丁目三番地野村皓外百九十一名)(春日一幸君紹介)(第二九七号)、同(請願者 北海道宗谷郡猿払村字小石長尾新七外三千四百九十九名)(小平忠君紹介)(第二九八号)、同(請願者 神戸市長田区二葉町二丁目百三十一番地福井勇外四

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

百五十九名)佐々木良作君紹介(第二十九号)、同請願者 秋田市手形崎六丁目二十四番地田中徳子外百九十二名)鈴木一君紹介(第三〇〇号)、同請願者 静岡県磐田市河原町三千九百六十四番地の五高井美江外二千三百三十五名)竹本孫一君紹介(第三〇一号)、同請願者 大阪市正区大正通十丁目一番地の二神谷明外三百三十一名)西村榮一君紹介(第三〇二号)、同外二件(請願者 横浜市鶴見区栄町一丁目一番地の六張貞子外千五百六十七名)門司亮君紹介(第三〇三号)、同請願者 奈良市三条町宮之前六十八番地和田忠外八千八百六十六名)八木一男君紹介(第三〇四号)、同外二十六件(請願者 福岡県大牟田市末広町古賀米治外一万三千七百八名)八木昇君紹介(第三〇五号)、同請願者 神戸市長田区川西通四丁目百四十四番地山口元彦外六百五十四名)山下榮一君紹介(第三〇六号)、同請願者 神戸市長田区駒ヶ林町三丁目二百二十二番地筒井一枝外六百三十八名)吉田賢一君紹介(第三〇七号)、同請願者 福岡県飯塚市大字目尾七百七十九番地浜崎幸男外二千三十二名)稻富稔人君紹介(第三四九号)、同請願者 山口県厚狭郡山陽町寝太郎町藤村義博外二百八十四名)今澄勇君紹介(第三五〇号)、同請願者 愛知県一宮市丹陽町三井松岡弘子外五百八名)春日一幸君紹介(第三五一号)、同請願者 北海道小樽市真栄町五番地斎藤ハツ子外一万一千二百四十名)小林進君紹介(第三五二号)、同請願者 北海道小樽市末広町十三番地山岸キミ外二千三十八名)鈴木一君紹介(第三五三号)、同請願者 京都市左京区北白川東馬町二十一番地松村一隆外千四百八十四名)滝井義高君紹介(第三五四号)、同請願者 和歌山市玉藻町一丁目九番地西原芳雄外五千四百九十八名)玉置一徳君紹介(第三五五号)、同外

一件（請願者 高知縣中村市横瀬山本音次
外八千三百十七名）（中村時雄君紹介）（第三
五六号）、同外一件（請願者 奈良県五条市
野原町二千五百番地小松義弘外千三百三十二
名）（永末英一君紹介）（第三五七号）、同（請
願者 和歌山県新宮市三輪崎五百一番地間
芝宏外二千八百十一名）（西村榮一君紹介）
（第三五八号）、同（請願者 埼玉県秩父市
上野町八百六十一番地風間一郎外千八百
七十七名）（門司亮君紹介）（第三五九号）、
同外二件（請願者 茨城県勝田市高野小々
山川崎一郎外五百五十八名）（本島百合子君
紹介）（第三六〇号）及び同（請願者 兵庫県
伊丹市昆陽馬場口十五番地村下忠外二千五
十三名）（山下榮二君紹介）（第三六一号）に
関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は昭和四十年一月一日より医療費の引き上げを告示し、さらに、保険料の引き上げ、薬剤費の半額患者負担など、医療保障制度を大幅に後退させようとしているが、このため国民は生命を守るべき医療から見放されようとしている。ついで、次記事項が早急に実現されるよう措置されたいというのである。(一)被保険者の保険料引き上げ、薬代半額負担を行なわないこと、(二)大衆負担による医療費引き上げを行なわないこと、(三)健保、船保、各種共済、国保、日雇健保の本人、家族十割給付を実施すること、(四)まともな医療の行なえる診療報酬を保障すること、(五)国と資本家の全額負担による医療保障を確立すること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨について今後検討すること
を妥当と認め、これを議院の會議に付して採択
すべきものと議決した。なお、本請願はこれを
議院において採択の上は、内閣に送付すべきも
のと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

日雇労働者健康保険制度改善及び老後の保障に関する請願外一件（請願者 福岡県北九州市門司区田ノ浦新開一區成瀬岩喜外一万四千三百九十一名）（加藤進君紹介）（第二八四号）、同（請願者 福岡県直方市赤地古賀山中村ナカ外六千八百九十九名）（谷口善太郎君紹介）（第二八五号）、同（請願者 高知市長浜町三千九百十二番地山岡茂子外六千二百四名）（林百郎君紹介）（第二八六号）、同外一件（請願者 福岡市春町三丁目十四番地津村守外二千四百八十八名）（伊藤剛四郎君紹介）（第二八八号）、同（青頭者 大分

市大字久土酒井德夫外四百六十九名（内海清君紹介）（第二八九号）、同外一件（請願者 名古屋市南区大同町二丁目四番地前畑竹美外二千五百四十七名）（春日一幸君紹介）（第二九〇号）、同（請願者 大分県臼杵市大字諏訪佐藤重雄外四千五百八十一名）（川俣清音君紹介）（第二九一号）、同（請願者 北海道美唄市共練団地花房トミ外八百七十一名）（小平忠君紹介）（第二九二号）、同外一件（請願者 愛知県知多郡上野町名和坂倉伝一外三千四百四十九名）（本島百合子君紹介）（第二九三号）、同（請願者 東京都港区稻永新田野跡第一一汐止猿渡モイ外千四百六十九名）（栗山礼行君紹介）（第二九四号）、同外二件（請願者 福岡県北九州市門司区二之夕松町四丁目小川旭泉外二千九百四十四名）（伊藤卯四郎君紹介）（第三四〇号）、同（請願者 福岡県田川郡添田町中元寺千四百四十九番地伊藤宝作外六千三百九十八名）（伊藤よし子君紹介）（第三四一号）、同外一件（請願者 福岡県筑紫郡筑紫野町二丁目昭和木村タカ外千九十九名）（稻富稔人君

紹介)(第三四二號)、同(請願者 佐賀県東松浦郡嚴木町新屋敷三丁目六棟西園宗一外千二百八十九名)(受田新吉君紹介)(第三四三號)、同(請願者 名古屋市瑞穂区前田町一丁目五十二番地齋木兵三郎外四百二十四名)(春日一幸君紹介)(第三四四號)、同(請願者 北海道美唄市南美唄中央通り四丁目佐山稔外三百七十九名)(鈴木一君紹介)(第三四五號)、同(請願者 三重県上野市寺田五百五番地中森紘外七百二十二名)(玉置一德君紹介)(第三四六號)、同外一件(請願者 高知県幡多郡大分町早咲斎藤勝外千四百二十名)(中村時雄君紹介)(第三四七號)及び同(請願者 名古屋市中川区十番町五丁目十番地伊藤元次外千三十八名)(永末英一君紹介)(第三四八號)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

日雇労働者健康保険制度は制定以来幾つかの改正を行なつてきたが、その内容は依然として悪く、一般健康保険との差は大きくなるばかりである。また六十歳以上の老人は一千万人を越えようとしているのに、その生活を保障する制度はなにもない。ついては、次記事項についてそれぞれ制度の改善、確立をはかられたいというのである。(一)日雇労働者健康保険制度については(1)制度の存続と安定をはかり、国庫負担を大幅に増額し、内容の根本的改善を行なうこと、(2)傷病手当の現行二十二日を六カ月に、出産手当の現行二十一日を産前産後八十四日に延長すること、(3)療養期間を一般健保や国民健保並みに転帰までとすること、(4)被扶養者の療養給付を十割とすること、等、(二)老後の保障については(1)最低賃金を基準とした老後の生活保障、年金制度を確立すること、(2)全額無料による老人の健康管理、医療を保障すること、(3)健康的な無料住宅を家族と同一地域に建てること、(4)老人の働く権利を保障し、失対事業の中で老人を差別するような取り扱いをやめること。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

市民生活環境の保持に関する請願（請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目三七番十八号杉戸梅次（中村高）君紹介）（第三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都武蔵野市東部地区の住宅地域内、小、中学校の通学指定路に面した地点に現在トルコ風呂を建設中である。このトルコ風呂は医療、スポーツにつながる施設というより、風俗営業的色彩が強く、こうした施設が住宅地域内に出現できる現行法の不備は、まことに遺憾であり、ことに青少年が有害環境に侵されることが絶対に阻止しなければならないと考える。ついで、文教地区や住宅地域にはトルコ風呂の建設を許可しないよう法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

興行の深夜営業禁止に関する請願（請願者 大阪府枚方市片鉾二百六十八番地大阪府

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

未亡人連合會長西本そとの外十一名（原田

憲君紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青少年の健全育成と明るい社会づくりのため、映画等の深夜興行を禁止する法律を次記理由によつて制定されたいというのである。（一）深夜興行の入場者の八〇％は青少年である。（二）少年非行の温床となる可能性が強い。（三）喫煙による場内環境の不衛生、（四）火災の危険がある。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

社会労働委員長 松澤 雄藏
衆議院議長 船田 中殿

農林水産委員会

果樹農業振興特別措置法の強化充実に関する請願（請願者 長野県議會議員長羽田義知）（唐澤俊樹君紹介）（第六八号）、同（請願者 長野県議會議員小林只雄（井出一太郎君紹介）（第六九号）、同（請願者 長野県議會議員岩本忠雄（小川平二君紹介）（第七〇号）、同（請願者 長野県議會議員福島清（吉川久衛君紹介）（第七一号）、同（請願者 長野県議會議員池田和夫（倉石忠雄君紹介）（第七二号）、同（請願者 長野県議會議員和田喜久蔵（中澤茂一君紹介）（第七三号）、同（請願者 長野県議會議員母袋忠右衛門（羽田武嗣郎君紹介）（第七四号）、同（請願者 長野県議會議員尾崎秀男（増田甲子七君紹介）（第七五号）、同（請願者 長野県議會議員小坂卓郎（原茂君紹介）（第七四六号）、同（請願者 長野県議會議員山岸光治（松平忠久君紹介）（第一四七号）及び

同（請願者 長野県議會議員吉田末男（下平正一紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開放経済体制への移行に伴い外国産果実及びその加工品の輸入量は急速に増加し、国内産果実の伸長を圧迫するに至っているが、これらの動きに対処して今後さらに果樹農業の振興を期するためには、事態の変化に対応する果樹園経営計画の策定が必要とされる。ついで、果樹農業振興特別措置法第三条第三項の規定による果樹園経営計画の認定請求は、昭和四十一年三月三十一日をもつてその効力を失うことになっているので、同認定請求期限を五カ年以上延長するとともに、対象果樹の範囲の拡大をはじめとして、助成措置、融資制度等について抜本的改善をはかり、さらに次の事項を法文化して、果樹農業振興を円滑に効率的に進められるよう措置されたいというのである。（一）広域果樹集約農業地域の指定、（二）加工原料果実の取引の合理化、（三）果実加工品の価格安定、（四）規格の統一。

二、請願の議決理由

開放経済体制への移行に伴い外国産果実及びその加工品の輸入が激増し、これが国内産果実の伸長を圧迫している実情にかんがみ、果樹農業振興特別措置法の認定請求期限の延長、対象果樹の範囲拡大等、果樹農業振興の抜本策を講じられたいという本請願の趣旨は、適切妥当なものとして認められる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

異常気象に対する米の生産奨励措置の確立に関する請願（請願者 長野県議會議員長羽田

義知）（唐澤俊樹君紹介）（第七六号）、同（請願者 長野県議會議員金井秀雅（井出一太郎君紹介）（第七七号）、同（請願者 長野県議會議員岩本忠雄（小川平二君紹介）（第七八号）、同（請願者 長野県議會議員福島清（吉川久衛君紹介）（第七九号）、同（請願者 長野県議會議員池田和夫（倉石忠雄君紹介）（第八〇号）、同（請願者 長野県議會議員和田喜久蔵（中澤茂一君紹介）（第八一号）、同（請願者 長野県議會議員母袋忠右衛門（羽田武嗣郎君紹介）（第八二号）、同（請願者 長野県議會議員尾崎秀男（増田甲子七君紹介）（第八三号）、同（請願者 長野県議會議員小坂卓郎（原茂君紹介）（第一四八号）、同（請願者 長野県議會議員山岸光治（松平忠久君紹介）（第一四九号）及び同（請願者 長野県議會議員吉田末男（下平正一君紹介）（第二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年の異常気象は、すでに稲作に大きな影響をもたらしつつあり、国民の食糧確保のため、まことに憂慮すべき事態に直面している。この時にあたり、米作農業者は、この影響防止のため、例年以上の稲作費用の増加負担を背負いながら、なお懸命な努力を傾けている。ついで、この現実を直視し、農家の生産意欲の高揚と本年産米の確保をはかるため、すみやかに各種増産奨励措置を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の食糧確保と米作農業者の経営安定を期することは農業政策上重要なことで、異常気象に対する米の生産奨励措置を確立されたいという本請願の趣旨は当然のものと認められる。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録 請願に関する報告書

右報告する。

昭和四十年八月十日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

不順天候による農作物の被害対策樹立促進
に關する請願 (請願者 長野県議會議長羽
田義知) (唐澤俊樹君紹介) (第八四号)、同
(請願者 長野県議會議員小林只雄) (井出
一太郎君紹介) (第八五号)、同(請願者 長
野県議會議員岩本忠雄) (小川平二君紹介)
(第八六号)、同(請願者 長野県議會議員
福島清) (吉川久衛君紹介) (第八七号)、同
(請願者 長野県議會議員池田和夫) (倉石
忠雄君紹介) (第八八号)、同(請願者 長野
県議會議員和田喜久蔵) (中澤茂一君紹介)
(第八九号)、同(請願者 長野県議會議員
母袋忠右衛門) (羽田武嗣郎君紹介) (第九〇
号)、同(請願者 長野県議會議員尾崎秀
男) (増田甲子七君紹介) (第九一號)、同請
願者 長野県議會議員小坂卓郎(原茂君紹
介) (第一五〇号)、同(請願者 長野県議會
議員山岸光治) (松平忠久君紹介) (第一五一
号) 及び同(請願者 長野県議會議員吉田末
男) (下平正一君紹介) (第二〇九号) に関す
る報告書

一、請願の要旨及び目的

農作物の生育は、今春來の異常低温によりま
れにみる遅れを示しており、今後農作物にじん
大な被害を及ぼすおそれが各地に生じている。
加えて、気象台の発表によると、農作物に最も
關係の深い向う三カ月間の長期予報は、予想以
上の不順型と予報されており、これが農民に与
える不安と焦燥はきわめて大きく憂慮にたえな
い。ついで、予想される農作物の被害を最少
限に押えるための強力な施策を早急に講ずると
ともに、不幸にして被害発生の場合には万全の
援助措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の安定のため、災害の予防、応急対
策の円滑な実施を図ることは緊要で、本請願の
趣旨はきわめて妥当なものと見做される。よ
つて本請願はこれを議院の會議に付して採択す
べきものと議決した。なお、本請願はこれを議
院において採択の上は、内閣に送付すべきもの
と認める。

昭和四十年八月十日

農林水産委員長 濱地 文平
衆議院議長 船田 中殿

商工委員會

下請代金支払遅延等防止法の改正に關する
請願 (請願者 福島県議會議長鈴木省吾)
(湊徹郎君紹介) (第三三六号) に関する報告
書

一、請願の要旨及び目的

第四十八回國會において下請代金支払遅延等
防止法の一部改正が行なわれたが、同改正の内
容では下請代金の支払遅延防止についての効果
を期待しがたく、現下の中小企業の窮状を打開
するためにはきわめて不十分なものである。こ
の際、下請代金の支払期間短縮、支払遅延防止
策の強化、違反親会社に対する罰則の強化等、
下請企業の育成強化をはかる抜本的な対策を内
容として、同法の改正を行なわれたいというの
である。

二、請願の議決理由

中小企業の振興を図る一環として、下請代金
の支払遅延防止等の万全を期する措置を講じ、
下請取引の適正化を図る必要があると認める。
よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択
すべきものと議決した。なお、本請願はこれを
議院において採択の上は、内閣に送付すべきも
のと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十日

商工委員長 内田 常雄
衆議院議長 船田 中殿

東西貿易の促進に關する請願 (請願者 新
潟県議會議長渡辺常世) (田中彰治君紹介)
(第三七八号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の東西貿易が昨年ついに九億ドル台を
こえ、引き続き拡大の傾向にあることは、わが国
經濟の發展にとつて重要な意義を有するもので
あり、一そうの飛躍的發展が期待されている
が、かかるときに日中貿易に關してプラント等
の輸出契約が破棄されたことは、東西貿易の將
來に大きな影響を与え、まことに憂慮にたえな
い。ついで、わが国經濟繁榮のため、次の事
項を積極的に進められたいというのである。
(一) 中国向け延べ払い輸出に対して、すみやか
に適切な施策を講ずること、(二) 北京及び上海
日本工業展覽會を成功させるため、補助金の支
出その他必要な援助を行なうこと。

二、請願の議決理由

貿易の振興は、わが國經濟の發展の基盤であ
る。従つて、各國との貿易の拡大を図ること
は、きわめて必要なものと認める。よつて本請
願はこれを議院の會議に付して採択すべきもの
と議決した。なお、本請願はこれを議院におい
て採択の上は、内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和四十年八月十日

商工委員長 内田 常雄
衆議院議長 船田 中殿

運輸委員會

小型船舶造船業の登録制度確立に關する請願
(請願者 岡山県和氣郡日生町大字日生八
百四十三番地の七日生町木造船工業組合入

一四

江鹿松) (龜山孝一君紹介) (第一九号)、同
(請願者 青森県八戸市沼館四丁目一番地
一号大洋造船工業協同組合理事長沢田芳美
外一名) (熊谷義雄君紹介) (第二〇号)、同
(請願者 愛知県蒲郡市西浦町馬場三十六
番地三河湾造船協同組合理事長大塚幸平)
(久野忠治君紹介) (第二一號)、同(請願
者 福岡県北九州市若松区藤木竹鼻九百
二十九番地の一合資会社古田造船鉄工所代
表社員古田富蔵) (伊藤卯四郎君紹介) (第
二八号)、同外二件(請願者 名古屋市中熱田
区千代町字平畑三百二十三番地服部造船株
式会社長河口百合彦外二名) (辻寛一君紹
介) (第二九号)、同(請願者 岡山県笠岡市
北木島町三千二百二十三番地河田造船所河
田光義) (星島二郎君紹介) (第三〇号)、同
(請願者 島根県瀬田郡温泉水町有限会社
小林造船所代表取締役小林善作) (細田吉藏
君紹介) (第三一號)、同外一件(請願者 京
都府宮津市宇鶴賀二千六百六十番地の九宮津
港運株式會社代表取締役松浦藤治外一名)
(前尾繁三郎君紹介) (第三二號)、同(請願
者 鳥取市賀露町賀露木造船協同組合理事
長石黒松雄) (赤澤正道君紹介) (第一三七
号)、同(請願者 福岡県北九州市門司区田
野浦泉造船所代表取締役伊津見賢) (藏内修
治君紹介) (第一三八号)、同(請願者 大阪
市西成区津守町西五丁目百九十八番地株式
会社信貴造船所代表取締役信貴初太郎) (和
爾俊二郎君紹介) (第一七一號)、同(請願
者 山形県酒田市小中島十番地山形県造船
鉄工協議會會長小田順太) (池田正之輔君紹
介) (第一八六号)、同(請願者 静岡県清水
市日之出町一丁目二十番地静岡木造船工業
協同組合理事長岩本善吉) (勝澤芳雄君紹
介) (第一八七号)、同(請願者 青森県八戸
市沼館四丁目一番地八戸木造船事業協同組
合理事長船木権次郎) (熊谷義雄君紹介) (第
一八八号)、同(請願者 新潟市万代島新潟

造船業協同組合理事長五十嵐与太郎) (高橋清一郎君紹介) (第一八九号)、同(請願者佐賀県唐津市海岸通り佐賀県木造船振興協議会長菊地寅吉) (館林三喜男君紹介) (第一九〇号)、同外二件(請願者 大分県臼杵市大字板知屋千二百五十五番地の三豊洋造船株式会社代表取締役稲葉宇太吉外二名) (西村英一君紹介) (第一九一号)、同外二件(請願者 滋賀県滋賀郡堅田町大字今堅田本兵衛造船所取締役社長長野本兵衛外二名) (矢尾喜三郎君紹介) (第一九二号)、同(請願者 兵庫縣三原郡南淡町福島甲千五百三十番地全淡造船協同組合理事長阿部武男) (山口丈太郎君紹介) (第一九三号)、同外二件(請願者 高知縣土佐清水市清水七十三番地下田造船所代表取締役倉松茂男外二名) (飯谷忠男君紹介) (第一九八号)、同外一件(請願者 神戸市兵庫区吉田町二丁目五番地関西造船株式會社代表取締役山口武雄外一名) (砂田重民君紹介) (第一九九号)、同(請願者 兵庫縣三原郡南淡町福島乙井造船所島井福松) (渡海元三郎君紹介) (第二二二号)、同(請願者 鳥取市賀露町石圭造船所石黒圭太郎) (徳安實藏君紹介) (第二二三号)、同(請願者 鳥取市賀露町石太造船所石黒太郎次) (古井喜實君紹介) (第二二四号)、同(請願者 千葉縣銚子市松本町一丁目九百五十七番地山上木材造船有限公司社長木内誠之助) (伊能繁次郎君紹介) (第二六四号)、同外一件(請願者 福島縣相馬市尾浜字追川四十四番地松川造船株式會社代表取締役早川涌吉外一名) (齋藤邦吉君紹介) (第二六五号)、同外九件(請願者 和歌山縣日高郡日高町大字比井湯川造船所代表取締役湯川鶴松外九名) (早川崇君紹介) (第二六六号)、同外一件(請願者 高松市東浜町八十一番地武部造船所代表取締役宮本一外一名) (藤本孝雄君紹介) (第二六七号)、同(請願者 徳島市中洲町二丁目四番地徳島県造船

機協同組合連合会長米田久雄) (小笠公昭君紹介) (第三二四号)、同(請願者 千葉縣銚子市本城町三丁目五十七番地の三銚子造船工業協同組合理事長島田三之助) (桜井茂尚君紹介) (第三二五号) 及び同(請願者 三重県北牟婁郡海山町大字引本浦浜田造船株式會社取締役社長長浜田房男) (田村元君紹介) (第三三七号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の理由により小型船舶業を登録制とするより、すみやかに法的措置を講ぜられたいというのである。(一)近時、小型船舶業は著しい環境の変化によつて容易ならぬ事態にあり、小型船舶の海難事故とともに大きな社会問題となつてゐるが、同業を国に登録することによつて適正なる事業体制を確立すれば、造船技術の向上と設備の整備がはかられ、安全性の高い船舶の建造に大いに役立つものと考へる、(二)木船造船業界の現状は、昨今の鋼船化傾向の拡大、さらには内航海運業法による船舶量の規制により木船の建造が激減し、その需要環境が著しく変貌したため、経営基盤と近代化は根本的にくつがえされつつあるが、同業界の発展を確保するためには、登録制により適正なる事業体制を確立する必要がある。

二、請願の議決理由

小型船舶業の実態にかんがみ、事業秩序の確立と小型船舶の品質性能の向上を図るため、請願の趣旨にそつて努力するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

中央東線の複線化に関する請願 (請願者 長野県伊那市長原賢一外九名) (小川平二君紹介) (第二二二号)、同(請願者 長野県上伊那郡辰野町小野小野正) (吉川久衛君紹介) (第二二三号) 及び同(請願者 長野県伊那市議會議長神林忠正外十一名) (原茂君紹介) (第二二五号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄第三次長期計画によつて長野県下の中央線その他の国鉄輸送力が強化されることになつたのは、地域住民の経済開発のため同慶にたえないところである。ついで、中央東線(諏訪、塩尻間)の複線化は伊那谷四十万住民の福祉の向上と産業発展にきわめて重大な意義をもつので、早急に複線化されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道輸送力の増強が地方経済の発展に寄与するところをきわめて大なる実情にかんがみ、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

自動車行政の一元化等に関する請願 (請願者 鳥取縣米子市車尾九百三十番地の一鳥取ダイハツ販売株式會社代表取締役妹尾正義外四十一名) (赤澤正道君紹介) (第三三三号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

臨時行政調査會では昭和三十九年九月、行政の全般にわたる改革意見を答申したが、運輸行政に關し、行政権限の地方庁委任、陸運事務所

の地方庁移管を示唆してゐるのは、自動車事業の公共性、特殊性の実態を十分に把握してない恨みがあり遺憾である。ついで、自動車行政の簡素化、能率化をはかるため次記事項を配慮されたいのである。(一)自動車輸送と車検、登録制度は密接不可分の関係にあるので、一貫した行政により処理すること、(二)臨時行政調査會の答申は陸運事務所の廃止を示唆してゐるが、陸運事務所は車検、登録行政の国の出先機関であるから、これを存続させること、(三)車検業務を能率化するため、民間施設の活用を促進すること、(四)自動車車検と登録の申請手続き、事務処理等の行政を一元化し、簡素化と能率化をはかること、(五)報告を要する書類等については不必要と思われるものが多いから、簡素化、合理化をはかること。

二、請願の議決理由

請願の趣旨にそつて善処するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

国鉄新井、飯山線敷設に関する請願 (請願者 長野縣飯山市議會議長佐藤嵩外一万三千二百六十八名) (小坂善太郎君紹介) (第三四四号)、同(請願者 長野縣飯山市長春日佳一外一万二千六十八名) (田中彰治君外三名紹介) (第三五五号)、同(請願者 長野縣議會議長羽田義知) (唐澤俊樹君紹介) (第九二二号)、同(請願者 長野縣議會議員唐木田稻治郎) (井出一太郎君紹介) (第九三三号)、同(請願者 長野縣議會議員岩本忠雄) (小川平二君紹介) (第九四四号)、同(請願者 長野

一、請願の要旨及び目的

近時經濟の飛躍的發展に伴い輸送力の増強が強く要請されているが、現在の信越本線は豊野、新井間の山岳地帯において、急勾配区間が連続し、さらに柏原駅の標高六百七十二メートルを頂点に昇降しているほか、スイッチバックが二カ所もあり、このため重要な横断幹線であるにもかかわらず、その輸送力、スピードアップは限界に達している。ついで、今後直江津港に陸揚げされる貨物は、ばく大な量が予想され、この輸送はもちろん、飯山、新井周辺の信越国境には温泉やスキー場などの観光資源が数多く散在し、観光客も多く、これらの旅客と貨物の輸送が飛躍的に伸びるものと予想されるので、これらの需要を満たすため、現在の飯山線の一部を改良し、新井、飯山間を隧道とした新

線敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかるため、請願区間の新線建設による改良工事につき慎重に考慮するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

鐵道線路と農道との交差点における踏切注意標の位置の変更に関する請願(請願者 長野縣議員尾崎秀男)(唐澤俊樹君紹介)(第一〇〇号)、同(請願者 長野縣議員依田敏治)(井出一太郎君紹介)(第一〇一號)、同(請願者 長野縣議員岩本忠雄)(小川平二君紹介)(第一〇二號)、同(請願者 長野縣議員尾崎秀男)(吉川久衛君紹介)(第一〇三號)、同(請願者 長野縣議員池田和夫)(倉石忠雄君紹介)(第一〇四號)、同(請願者 長野縣議員和田喜久蔵)(中澤茂一君紹介)(第一〇五號)、同(請願者 長野縣議員母袋忠右衛門)(羽田武嗣郎君紹介)(第一〇六號)、同(請願者 長野縣議員長羽田義知)(増田甲子七君紹介)(第一〇七號)、同(請願者 長野縣議員小坂卓郎)(原茂君紹介)(第一一四號)、同(請願者 長野縣議員米沢嘉久太)(松平忠久君紹介)(第一一五號)及び同(請願者 長野縣議員吉田末男)(下平正一君紹介)(第一二一號)に関する報告書

二、請願の要旨及び目的

十八歳未満の一般勤勞青少年に対する鐵道旅客運賃割引に関する請願(請願者 長野縣議員長羽田義知)(唐澤俊樹君紹介)(第一〇八號)、同(請願者 長野縣議員中山隆輔)(井出一太郎君紹介)(第一〇九號)、同(請願者 長野縣議員岩本忠雄)(小川平二君紹介)(第一一〇號)、同(請願者 長野縣議員尾崎秀男)(吉川久衛君紹介)(第一一一號)、同(請願者 長野縣議員池田和夫)(倉石忠雄君紹介)(第一一二號)、同(請願者 長野縣議員和田喜久蔵)(中澤茂一君紹介)(第一一三號)、同(請願者 長野縣議員母袋忠右衛門)(羽田武嗣郎君紹介)(第一一四號)、同(請願者 長野縣議員長羽田義知)(増田甲子七君紹介)(第一一五號)、同(請願者 長野縣議員小坂卓郎)(原茂君紹介)(第一一六號)、同(請願者 長野縣議員山岸光治)(松平忠久君紹介)(第一一七號)及び同(請願者 長野縣議員吉田末男)(下平正一君紹介)(第一二二號)に関する報告書

二、請願の要旨及び目的

農道幅員と踏切幅員は本来同じ幅員であるべきであるが、現在、長野県下には踏切幅員の方が狭い箇所が数多くある。しかも踏切注意標が狭い踏切幅員に合わせて設置されているため、

ガーデントラクター等が農産物を積載して通過する際、この注意標に触れて通過できず、事故を誘発するおそれがある。ついで、国においては踏切注意標を現在の農道幅員に合わせて設置するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
踏切事故の激増している最近の交通事情にかんがみ、踏切道の整備は喫緊の急務であるが、本請願の趣旨についても慎重に対処すべきよう措置するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

二、請願の要旨及び目的
一般勤勞青少年は各種學校在學中の學生、生徒に比較し、社会的にも經濟的にも恵まれない生活環境にあるから、十八歳未満の一般勤勞青少年に対し、鐵道旅客運賃割引の優遇措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の要旨及び目的

社会政策的見地より請願の趣旨につき慎重に考慮せしめるよう措置するを適當と認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

神戶市場向け青果物輸送列車ダイヤの改善に関する請願(請願者 長野縣議員長羽田義知)(唐澤俊樹君紹介)(第一一六號)、同(請願者 長野縣議員金井秀雅)(井出一太郎君紹介)(第一一七號)、同(請願者 長野縣議員岩本忠雄)(小川平二君紹介)(第一一八號)、同(請願者 長野縣議員尾崎秀男)(吉川久衛君紹介)(第一一九號)、同(請願者 長野縣議員池田和夫)(倉石忠雄君紹介)(第一二〇號)、同(請願者 長野縣議員和田喜久蔵)(中澤茂一君紹介)(第一二一號)、同(請願者 長野縣議員母袋忠右衛門)(羽田武嗣郎君紹介)(第一二二號)、同(請願者 長野縣議員長羽田義知)(増田甲子七君紹介)(第一二三號)、同(請願者 長野縣議員小坂卓郎)(原茂君紹介)(第一二四號)、同(請願者 長野縣議員山岸光治)(松平忠久君紹介)(第一二五號)及び同(請願者 長野縣議員吉田末男)(下平正一君紹介)(第一二六號)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の特産である高原蔬菜及び果実等は、年々作付面積が増加し、本年も大幅な出荷増が期待されるが、これらを神戸市場へ供給する国鉄の青果物輸送ダイヤがこのたび改正され、従来より約七時間遅延することになった。このため鮮度の高い高原蔬菜及び果実等は、品質が低下し商品価値に重大な悪影響を受けているので、神戸市場向け青果物輸送列車のダイヤを早急に改善し、輸送時間を短縮されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該青果物輸送の円滑をはかるため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

中央東線諏訪、塩尻間及び飯田線の国鉄整備による輸送力増強促進に関する請願(請願者 長野県議会議長羽田義知(唐澤俊樹君紹介)(第一二四号)、同(請願者 長野県議會議員依田敏治(井出一太郎君紹介)(第一二五号)、同(請願者 長野県議會議員岩本忠雄(小川平二君紹介)(第一二六号)、同(請願者 長野県議會議員福島清(吉川久衛君紹介)(第一二七号)、同(請願者 長野県議會議員池田和夫(倉石忠雄君紹介)(第一二八号)、同(請願者 長野県議會議員和田喜久蔵(中澤茂一君紹介)(第一二九号)、同(請願者 長野県議會議員母袋忠右衛門(羽田武嗣郎君紹介)(第一三〇号)、同(請願者 長野県議會議員尾崎秀男(増田甲子七君紹介)(第一三一号)、同(請願者 長野県議會議員小坂卓郎(原茂君紹介)(第一六

昭和四十年八月十一日 衆議院会議録追録 請願に関する報告書

○号)、同(請願者 長野県議會議員山岸光治(松平忠久君紹介)(第一六一号)及び同(請願者 長野県議會議員吉田末男)(下平正一君紹介)(第一二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央東線諏訪、松本間の国鉄整備について、塩尻峠地籍短絡線新設案と現線複線案とがあるように聞くが、これについて地域住民は特に深い関心をもっている。新産業都市建設促進並びに天竜地区低開発地域の産業開発促進を十分配慮の上、すみやかに次記事項を実現されたいというのである。(一)辰野經由上諏訪、塩尻間の現線複線化、(二)塩尻峠地籍短絡線短絡線の敷設、(三)飯田線飯田、辰野間の複線化及び輸送力の充実強化。

二、請願の議決理由

鉄道輸送力の増強が地方経済の発展に寄与するところきわめて大なる実情にかんがみ、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

山野線、宮之城線のディーゼルカー増強に関する請願(請願者 鹿兒島県大口市長森田盛之助外二十三名(池田清志君紹介)(第一二四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山野線、宮之城線は、近年通学生の急増により通勤、通学列車の混雑がはなはだしく、現在の車両数では定員の三倍以上の乗車となる場合も少なくなく、不測の事故が発生する危険性ははらんでいる。ついで、車両増強等について沿線の各市町長、議会議長の協議により、ディー

ゼルカー五両分の国鉄利用賃を引き受けることに決定したので、一日も早く、これが実現をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便をはかるため、請願の趣旨にそつて善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

鹿兒島県十三塚原に大型空港設置に関する請願(請願者 鹿兒島市東千石町六十五番地の小林田産業交通株式会社社長林田熊一(池田清志君紹介)(第三二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県鴨池空港は滑走路狭隘のため、危険多く、かつ地域的に拡張の余地がない実情であるが、同県は東南アジアへの最短距離として唯一の南進基地であり、さらに同空港における乗降客数は年々激増し、航空便の回数増加と大型航空機の使用の必要に迫られている現状から、将来における大型空港として、旧海軍航空隊跡にある始良郡溝辺町十三塚原に空港を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

鴨池空港の現状並びに航空機の利用状況にかんがみ、請願の趣旨にそつて善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

臨時行政調査会の答申における運輸行政に関する請願(請願者 名古屋市長昭和区滝子通二丁目十五番地愛知県トラック協会会長藤井清七外六百六十二名)(伊藤よし子君紹介)(第三七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十九年九月二十九日、臨時行政調査会は行政の簡素化、効率化を目的とする改革の答申を発表したが、同答申中の小型貨物自動車運送事業の免許制の廃止とも思われる緩和の意思は、事業の公共性と特殊性を全く無視したものであり、しかも業界の意思も全然聴取していないばかりでなく、トラック運送事業の実態を理解しない暴論であつて、絶対承服しがたいものである。むしろトラック運送事業はその近代化と確実化を促進し、定額運賃制及び安全輸送の確保をはかり得るようにするのが、国の責任においてますます強められるべき時である。信ずるので、トラック運送事業に対して免許制を緩和することなく、適正規模による免許基準を明確化し、強化することによつて事業の監督指導を的確に行なわれたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨にそつて善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

通信委員会

有線放送電話制度の改善に関する請願外三十五件(請願者 香川県木田郡牟礼町長井上茂外三十五名)(加藤常太郎君外三名紹介)(第四号)、同(請願者 長野県下伊那郡阿南町富草農業協同組合長理事佐々木久雄)(吉川久衛君紹介)(第五号)、同外二件(請願者 秋田市大町三丁目二番四十一号秋田県農村有線放送協議会長長谷山行毅外二名)(笹山茂太郎君紹介)(第六号)及び同(請願者 北海道十勝郡浦幌町農業協同組合長理事朝日昇)(本名武君紹介)(第七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近々十カ年の間に急速に発達した有線放送電話の施設及び事業は、現行法制上その性格と地位が不明確であるため、有線放送電話施設の運営に安定を欠いており、特に業務区域の制限、運営管理指針の不確定、財政援助及び特典の欠除等は、有線放送電話の健全な発達を妨げている。また国の財政措置にしても、農林省、自治省、郵政省と各省区々の予算措置がなされ、不統一な行政措置によつて有線放送電話の施設と運営管理に混乱を招いている。ついで、有線放送電話制度を改善し、施設の運営管理を合理的に統一指導するよう、政府において調査会を設置するなどの措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

有線放送電話のあり方については、なお検討の必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

松山市石手町に特定郵便局設置に関する請願(請願者 松山市石手町石手自治会長岡崎忠雄)(湯山勇君紹介)(第三十六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、松山市石手町石手寺門前に特定郵便局を設置されたいというのである。(一)石手地区には八百五十戸、桑原町のうち東野町には四百戸が存在し、しかも年々五十戸以上の増加を見つづつあるため、局の利用度が高いこと、(二)同地区より、湯山局へは二キロ、道後局へは二キロ弱、湯渡局へは二キロ弱で、既存局との距離が遠く不便であること、(三)同地区内には、簡易保険有料老人ホーム、大分銀行寮、伊予銀行寮、温泉センター等多くの団体が存在していること、(四)同地区内は、果樹産物が非常に盛んであり、品質、数量ともに全国的に有数の産地であること、(五)名利石手寺は、近年観光客の訪れが激増し、参拝者と合わせて年間百万人を越えていること、(六)局屋は建築の上借り上げの希望し、これに要する敷地約三十坪、局屋約二十坪を予定して、その手はずをしていること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

松山市東鹿籠地区に特定郵便局設置に関する請願(請願者 鹿兒島県枕崎市東鹿籠一万五千三百三十七番地下窪徹外二十三名)(上林山榮吉君紹介)(第一三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿兒島県枕崎市東鹿籠地区は、枕崎郵便局より四キロ余り、鹿籠郵便局より約三キロの地域で、部落数十一、戸数八百五十戸であるが、地域住民は郵便局制度がしかれて以来、時間の浪費と不自由を痛感している。社会福祉制度の充実と国民経済の発展に伴い、郵便局の利用はますます増大しつつあるが、ことに、農業構造改善事業に取り組んでいる地域住民にとつては、労力の増力、人手不足の現在、郵便局利用に半日を浪費することは耐えがたいことである。ついで、住民福祉と経済振興のため、東鹿籠地区民の熱望する特定郵便局開設を、一日も早く実現するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

三多摩地区の郵便局舎新築等に関する請願(請願者 東京都町田市中町二丁目四番地の一全通労組多摩ブロック協議会議長篠崎勇外七千七百五十三名)(山花秀雄君紹介)(第二四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近東京都三多摩地区における人口、世帯の増加は著しく、七カ年で二十五万世帯が五十万世帯に膨脹し、なお激増しつつある。これに伴い郵便業務の増加も著しく、局舎は年々狭隘になつていくため、その改善は必至の要件となつていく。ついで、次記事項を措置されたいと

いうのである。(一)小金井局の新設、(二)武蔵野、八王子、立川、国分寺、福生、東村山、青梅、日野、多摩及び国立の各局舎の新築、(三)町田局舎の増築。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

徳島地方貯金局庁舎新築に関する請願(請願者 徳島市長豊田幸太郎外四百八十六名)(秋田大助君紹介)(第三七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島地方貯金局庁舎本館においては、庁舎の老朽化により執務中に天井の一部が落下し、負傷者を出したことも再度にわたつていく。また付属舎においては、最近事務室の狭隘化が目立ちはじめ、その上老朽化のため床の低下さえ現われ、安心して執務できない状態である。さらに本年に至り隣接のNHK放送会館の新築により、一部庁舎は通風採光の悪化をきたしている。ついで、徳島地方貯金局庁舎新築のため、昭和四十一年度において予算化をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

切手類売さばき手数料引き上げに関する請願（請願者 富山県黒部市三日市町百二十五番地の黒部郵便局内黒部地方切手類売さばき人組合長大辻与吉）（鍛冶良作君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行郵便切手売さばき制度は、最低月額二百四十円を売さばき人に保障しているものの、一カ月一万円までの買い受け高に対して八分の手数料、これを超過した場合はその超過額に応じて手数料が通減されているが、資金利子と努力に対する報酬としてはあまりにも低く、他の業界に例を見ないところであり、いずれの業界においても末端業者の利益率は売り上げ額の一割を最低線とし、一割五分ないし二割が一般通念として認められている。ついで、切手類売さばき人の販売意欲を昂揚し、大衆の利用率を増加するためにも、同手数料を次記のとおり引き上げられたいというのである。（一）郵便切手類の売りさばき手数料は買受額の一割とする。（二）収入印紙の売さばき手数料は、買受額十万円までを一割とし、十万円を超える額については六分とする。（三）最低保障額は月額三百円とすること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はおおむね妥当であると認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十日

通信委員長 内藤 隆

衆議院議長 船田 中殿

災害対策特別委員会

鳥取県下の集中豪雨による災害復旧に関する請願（請願者 鳥取市東町県庁内中井猛夏）（足鹿寛君紹介）（第一八五号）に関する報告書

鳥取県下の集中豪雨による災害復旧に関する請願（請願者 鳥取市東町県庁内中井猛夏）（足鹿寛君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る七月二十日から二十四日まで五日間にわたり、鳥取県下一円に断続的集中豪雨が降り、この豪雨は七月上旬からの降雨に引き続いて集中したため、多くの住民が家屋の浸水、山地崩壊等による避難を余儀なくされ、また河川、道路、農作物等の被害はきわめて大きく、その被害総額は八億円をこえ、なお若干増加する見込みである。県及び市町村では全力をあげてこれが復旧対策を講じているが、全面的な復旧には国の配慮にまつべき点が多いので、災害対策として次の施策を講ぜられたいというのである。（一）災害復旧事業の地方負担分につき全額起債を認めること。（二）災害復旧事業のうち緊要なものについては、初年度三割配当となつていて、特に初年度の事業費を高率に配当されるところに、三年以内に完成するよう措置すること。（三）天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条に基づき天災としての指定並びに特別被害地域としての取り扱い措置を講ずること。（四）水稻、蔬菜、果樹にかかわる豪雨後の異常発生病害の防除と、浸水または冠水、桑園における細菌病、桑萎縮病の防除には防除薬剤による早急な消毒措置が必要なので、これが薬剤費の格別助成措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨おおむね妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十日

災害対策特別委員長 楯 兼次郎

衆議院議長 船田 中殿

岩手県下の水害救済対策に関する請願（請願者 岩手県議会議長山崎権三）（鈴木善幸君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年七月十五日及び十六日の両日、岩手県西部山麓地帯に二百ミリに及ぶ豪雨が降り、このため河川がはんらんし、道路、農地、農作物、家屋等に甚大な被害を受けた。本県では去る三月、豪雪による被害を受け、地域住民の蒙つた経済的打撃は深刻であつたが、再びこうした被害を受けて、今後の住民生活に及ぼす影響にはまことに憂慮すべきものがある。しかしながら、これが救済については現在の地方財政のもとではきわめて困難な状況にあるので、国においてはすみやかに天災融資法の適用等、適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十日

災害対策特別委員長 楯 兼次郎

衆議院議長 船田 中殿

内閣委員会

引揚者在在外財産国家補償に関する請願（請願者 長野県議会議長羽田義知）（唐澤俊樹君紹介）（第三七号）、同（請願者 長野県議會議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第三八号）、同（請願者 長野県議會議員岩本忠雄）（小川平二君紹介）（第三九号）、同（請願者 長野県議會議員福島清）（吉川久衛君紹介）（第四〇号）、同（請願者 長野県議會議員池田和夫）（倉石忠雄君紹介）（第四一號）、同（請願者 長野県議會議員和田喜久蔵）（中澤茂一君紹介）（第四二號）、同（請願者 長野県議會議員母袋忠右衛門）（羽田武嗣郎君紹介）（第四三號）、同（請願者 長野県議會議員尾崎秀男）（増田甲子七君紹介）（第四四號）、同（請願者 長野県議會議員小阪卓郎）（原茂君紹介）（第一四〇号）、同（請願者 長野県議會議員米沢嘉久太）（松平忠久君紹介）（第一四一號）及び同（請願者 長野県議會議員吉田末男）（下平正一君紹介）（第二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国引揚者四百万人の在外財産は、平和条約、賠償協定により逐次国家の賠償に引き当てられているが、私有財産の不可侵が日本国憲法で保障されていること、同没収が陸戦の法規慣例に関する条約で禁止されていること、さらには、引揚者が当時海外飛躍によつて日本の国力発揚に大いに寄与したことを考え合わせると、まことに不当なことであり、今後の海外移民及び貿易発展にも影響を与えるものと考えられる。ついで、これら引揚者の在外財産に対し適切な国家補償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は、在外財産問題審議会において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。右報告する。

昭和四十年八月十一日

内閣委員長 河本 敏夫

衆議院議長 船田 中殿

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

引揚者が在外私有財産補償促進に関する請願
(請願者 千葉縣葛飾郡沼南町議會議長落合伝一)(始開伊平君紹介)(第一六二号)、
同(請願者 鹿児島県国分市旭通り林昌治)(池田清志君紹介)(第二二八号)及び同(請願者 福島県議會議長鈴木省吾)湊徹郎君紹介(第三三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次の理由により、引揚者の在外財産国家補償の法的措置をすみやかに講ぜられたいというのである。(一)昭和四十年一月三十日、東京高等裁判所において、平和条約で日本国が連合国に対し負担する賠償金支払義務の履行に充当したのが在外私有財産であるから、憲法第二十九条第三項の規定に基づき、国は引揚者に補償する義務があると判決していること、私有財産は理由なくしてこれを没収することを憲法で禁じている、(二)前記賠償金は国民ひとしく負担すべきであるにもかかわらず、引揚者のみに犠牲を強制することは国民公平の原則に反するばかりか、今後の海外移民や海外投資による企業の進出に重大な影響を与えるものと思われる、(三)私有財産権を守ることは当然である、(四)戦後、わが国経済が成長を遂げたのは、多額の賠償金に在外私有財産を充当し、その支払を免がれたためである、(五)引揚者の在外財産が賠償金支払による税金難から国民を救助したこととなり、引揚者のこの貢献は、とうてい見のがし得ないものがある。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は、在外財産問題審議会において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

衆議院議長 船田 中殿
内閣委員長 河本 敏夫

退職公務員の処遇改善に関する請願(請願者 鹿児島市山下町鹿児島県退職公務員連盟会長上原種豊)(池田清志君紹介)(第三二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

退職公務員の処遇改善については、昭和四十年において恩給、共済年金の一部を是正増額した上に、第四十八回国会で恩給法等の一部を改正する法律案に適切な附帯決議をつけて可決されたが、なお今後に残されている問題点のうち次記事項について、すみやかに妥当な措置を講ぜられたいものである。(一)生活水準の向上に伴い、公務員の現行給与水準に即応して、恩給、共済年金の増額を行なうこと、また昭和四十一年度においては、自民党の当初の計画(四十年に四〇%増額、年齢制限及び年次計画を行なわない)に基づき、年齢制限を撤廃し、さらに二〇%増以上の適切な改正を実施すること、(二)恩給、年金の実質的価値が保全されるようにスライド制による具体的調整方法を法文化すること、(三)文官の恩給、年金には、退職時による年次別格差と二十三年六月以前の恩給等に内在する不均衡など不合理な実情が残されているので、これらを合理的に是正するとともに、最低保障の確立をはかること、(四)恩給、年金受給者に対する老齢福祉年金併給の制限規定を全廃すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨並びに目的は、国家財政の許す範囲内において、これを考慮するを適当と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

衆議院議長 船田 中殿
内閣委員長 河本 敏夫

大蔵委員会

たばこ専売法災害補償規定改正に関する請願(請願者 福島県議會議長鈴木省吾)(湊徹郎君紹介)(第三三三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県葉たばこ生産高は全国比約九%を占め、県内農業にとつてきわめて重要な役割を果たしているが、葉たばこ生産には高度の特殊技術と、多くの労働力、資金を要するのみならず、常に気象条件に左右され、このためたばこ耕作農家は経済の安定を期し得ない実情にある。ついで、たばこ耕作農家の経済安定のため、生産費並びに所得補償の立場に立ち、次記事項についてたばこ専売法災害補償関係規定を改正されたいものである。(一)現行補償率を大幅に引き上げること、(二)法第二十四条の規定による収穫後の災害補償対象に「雨害」を加えること、(三)災害補償金の前渡の途を講ずること、(四)現行の属人的補償形態を属地的補償形態に移行すること。

二、請願の議決理由

専売事業の円滑なる運営をはかるため、葉たばこ耕作の農家経済に占める地位等にかんがみ、その実情を十分考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

衆議院議長 船田 中殿
大蔵委員長 吉田 重延

文教委員会

義務教育における習字教育振興に関する請願(請願者 東京都港区芝南寺町十番地日本書道連盟理事林錦河外二十三名)(中馬辰猪君紹介)(第一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

書道教育は、単に国字の書写にとどまらず、情操の陶冶、しつけ等に必要不可欠からざるものであるが、現在の義務教育においてこれを軽視する傾向にあることは、きわめて遺憾である。ついで、習字教育の振興を期するため、次記事項を実施されたいものである。(一)小学校第三学年以上の学年において、毛筆習字を必修すること、(二)中学校全学年において、それぞれ週一時間習字を必修すること、(三)指導要録(学簿簿)に習字の評価欄を設けること、(四)小、中学校における書写指導を習字として国語科から分離し、一教科を設けること。

二、請願の議決理由

小学校、中学校における毛筆書写の学習を改善することを求めている本請願は検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

衆議院議長 船田 中殿
文教委員長 渡海元三郎

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(請願者 神戸市東灘区御影町那家字上山田九十四番地の十四佐藤武敏外九十九名)(谷口善太郎君紹介)(第一三四号)、同(請願者 東京都西多摩郡奥多摩町小丹波四百三十二番地青山恵司朗外四百四名)(山中吾郎君紹介)(第一七八号)、同(請願者 千葉県船橋市丸山町八十二番地酒井三郎外九十九名)(白井

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に關する報告書

莊一君紹介(第二四一號)、同外一件(請願者 群馬縣勢多郡大胡町茂木上ノ町十二番地の八内民之外百九十九名)(苗ヶ久保重光君紹介)(第二五二號)、同外二件(請願者 千葉縣習志野市大久保四丁目九十二番地石井正外二百九十九名)(小川三男君紹介)(第二五三號)、同請願者 新潟縣佐渡郡佐和田町大字八幡新町十八番地本間嘉晴外二十九名(勝澤芳雄君紹介)(第二五四號)、同請願者 東京都目黒区下目黒二丁目百七十七番地与世山俊三外九十四名(床次徳二君紹介)(第二五五號)、同外六件(請願者 東京都板橋区向原三丁目七番地志村邦夫外六百四十九名)(長谷川正三君紹介)(第二五六號)、同請願者 福岡市東公園町七百五番地の七鏡山猛外四十九名(細谷治嘉君紹介)(第二五七號)、同請願者 名古屋市千種区東山元町六丁目一番地澄田正一外四十四名(横山利秋君紹介)(第二五八號)、同請願者 仙台市旭丘三丁目十一番地の十七千葉与一郎外八十四名(小澤佐重喜君紹介)(第二七一號)、同請願者 横浜市港北区太尾町二十番地石崎政史外四十四名(坂田道太君紹介)(第二七二號)、同請願者 石川県鹿島郡鳥屋町字末坂橋本澄夫外百四名(南好雄君紹介)(第二七三號)、同請願者 愛知県瀬戸市鹿乘町千二百三十八番地松田好夫外六十九名(上村千一郎君紹介)(第二七四號)、同請願者 鳥取県米子市内町百二十二番地大村俊夫外九十八名(足鹿覺君紹介)(第二七五號)、同外一件(請願者 東京都豊島区長崎町一丁目二百二十四番地坂井幹雄外百八十八名)(白井莊一君紹介)(第二七五號)、同請願者 茨城県新治郡出島村古川照男外百三名(落合寛茂君紹介)(第二七六號)、同外一件(請願者 静岡県沼津市大岡二千二百六番地の二流木弘文外二百四十七名)(勝澤芳雄君紹介)(第二七七號)、同請願者 埼玉県越谷市袋山二百番

地の十松村治雄外九十九名)(只松祐治君紹介)(第三一八號)、同外二件(請願者 東京都杉並区西荻窪一丁目百七十番地若永連代外二百九十九名)(野間千代三君紹介)(第三一九號)、同請願者 東京都大田区調布大塚町六百四十七番地牛尾博一外三十八名)(長谷川正三君紹介)(第三二〇號)、同請願者 宮崎市出来島町百三十五番地池見辰明外四十九名(川崎寛治君紹介)(第三八二號)、同請願者 宮崎市神宮西町二百三十六番地森山真延外九十九名(兒玉末男君紹介)(第三八三號)及び同(請願者 大阪府豊能郡東能勢村吉川八百六十三番地植村繁一外十九名)(野原覺君紹介)(第三八四號)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉市の加曾利貝塚は二つの環状貝塚が南北に連なつた世界屈指の大貝塚で、日本の石器時代の代表的な集落遺跡であるが、先般その全域が工場敷地として買収され、破壊されそうになつた。幸い全国の考古学者等の強い保存要望と千葉市の賢明な措置によつて、その北半分は史跡公園として保存されることになつた。しかし南半分の約一万坪は依然として私有地のままで破壊の危機が迫つてゐる。昨年、日本考古学協会によつて南貝塚の約十二分の一が発掘された結果、多数の竪穴住居、石器、骨角器、土偶などのおびただしい遺物が発見され、この貝塚が非常に保存のよい大集落跡であることがわかつた。ついては、この数千年にわたつて保存されてきた文化財を国民共有の財産とするため、国によつて貝塚全域を公有化し、史跡公園として保存するとともに、全国の埋蔵文化財を保護するための抜本的な対策を講ぜられたといふのである。

二、請願の議決理由

千葉市所在の加曾利貝塚の保存を求めている本請願は、実情を調査の上適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれ

を議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に關する請願(請願者 岩手県議會議長山崎權三)(鈴木善幸君紹介)(第二二〇二號)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、高校生徒急増期も終つたとしてゐる現段階にあつて、小規模校を多数もつてゐる県においては、教員算定上からも辺地の教育振興をはかる面からも実情に適さない不備な点があり、高校教育の正常な運営と水準確保に大きな障害となつてゐるので、すみやかに改正されたいといふのである。

二、請願の議決理由

高等学校教育の充実を図るため、本請願の趣旨は考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

及び同外二百三件(請願者 愛知県渥美郡田原町上八軒塚八木日出雄外三千四百八十三名)(上村千一郎君紹介)(第三七九號)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校図書館は児童の学習活動と人間形成に大きな役割を果たしてゐるにもかかわらず、現在まで運営する人員を一人も配置しないで放置されてゐるため、学校では教諭の過重勤務が、PTAその他の援助を得て採用した学校司書により、その運営をはかるなど苦心してゐる。ついては、司書教諭を即時発令するとともに、学校司書の制度を法制化されたいといふのである。

二、請願の議決理由

学校図書館の充実振興を図るため、司書教諭等を整備することを求めている本請願については、十分考慮を加え、理想の実現に向かつて努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

学校関係建築物に避難器具設置に關する請願外五十七件(請願者 東京都世田谷区玉川用賀町二丁目二百四十二番地福永与一郎外五十七名)(床次徳二君紹介)(第三二二號)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

小、中、高、大学及び各種学校は、いずれも消防法及び同施行令の規定により、避難器具の設置を義務づけられてゐるが、現在の実情はこの法令の規定から、およそほど遠いものがあり、まことに遺憾である。ついては、国立各学校の避難器具の設置については、所要経費の予算を計上し、公私立学校に対しては適切な指導等

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

により、これが実現をはかられたというのである。

二、請願の議決理由

学校における避難器具の整備充実を図るため、これが財政措置等適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律改正に関する請願 (請願者 福島県議會議長鈴木省吾) (漢徹郎君紹介) (第三三四号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十八年度から始まつた高校生生徒増対策によつて、一学級当たり標準生徒数の引き上げが行なわれ、各校とも収容限度を越える多数の生徒が収容されている一方、教職員定数はその増加を抑制されているが、このようなことは、教育効果を著しく低下させているばかりでなく、生徒の健康管理上もきわめて憂慮されている。ついで、高校生生徒漸減期を迎える四十一年度を期して、これらの措置を規定した公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の附則第五項及び第六項を削除するとともに、同法改正実現までの移行措置を早急に確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校教育の充実を図るため、本請願の趣旨は考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認

める。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

無償教科書配給取扱指定に関する請願 (請願者 岩手県大船渡市末崎町細浦七十七番地佐藤勝雄外十五名) (小澤佐重喜君紹介) (第三八〇号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

無償教科書が各県下の小、中学校に対して各県わずか数十名の業者によつて独占配給させられているのは、民主国家における公平な方法でなく、明らかに独占禁止法の精神に違反するものである。ついで、小、中学校の学区内の商店に、無償教科書の配給を一校一店に指定するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

小、中学校の無償教科用図書配給取扱店の適正配置について考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

へき地教育振興法の一部改正に関する請願 (請願者 愛知県豊田市長金谷町四丁目三十八五号) 及び同外一件 (請願者 茨城県東茨城郡大洗町磯浜六百十八番地楡山光外一名) (落合寛茂君紹介) (第三八六号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

へき地教育の振興をはかるため、へき地手当

についてその支給割合を高めるとともに新たにこれに調整額を算入することとし、へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするための必要措置として、市町村による寄宿舎の設置を明記するとともに、これを国による補助対象とし、あわせて市町村が行なうべき、へき地教育の振興に関する事務に要する経費についての国の補助率を三分の二に引き上げるよう、へき地振興法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

へき地における学校教育の充実振興を図るため、国の大幅な財政措置等を講ずることについて十分考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

高等学校のすし詰め解消等に関する請願 (請願者 茨城県日立市宮田町大下原斎藤梅治) (落合寛茂君紹介) (第三八九号) 及び同 (請願者 宮崎市瀬頭町興相末喜外三名) (兒玉末男君紹介) (第三九〇号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」は、高等学校教育本来の目的に立脚するとき、きわめて不十分なものといわなければならない。特にすし詰めによる過大級数の存在は、教職員の定員配置の低さと相まって過重な労働となつており、また高校教育費の父母負担は年々激増しており、高校新増設に伴う寄付金によつて一そり父母負担を過重にしている。ついで、次記事項についてすみやかな措置をとられたいというの

である。(一)父母負担の全廃のため、地方財政法の経過措置を改め、除外規定を廃止すること、(二)一学級生徒四十名の学級編制を目ざして高校定数法を改正すること、(三)非常勤講師、兼務教師の専任化を含め、教職員を大幅に増員するため高校定数法を改正すること、(四)PTA負担の校内私費職員の定数化をはかるため必要な行政措置をとること、(五)高校急増計画を抜本的に改め、地方自治体に対する交付税及び補助金率の引き上げを行ない、高校の建物、施設、設備の所要経費を大幅に国で負担すること。

二、請願の議決理由

高等学校教育の充実と父兄負担の軽減措置とを求めている本請願の趣旨は考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

学校警備員の設置に関する請願 (請願者 福島県喜多方市菅原町樋口邦彦) (伊東正義君紹介) (第三九一号)、同 (請願者 宮崎市瀬頭町興相末喜) (兒玉末男君紹介) (第三九二号)、同 (請願者 津市白塚町向井武雄) (田村元君紹介) (第三九三号)、同 (請願者 広島県呉市市広町白石瀬山義美) (谷川和穂君紹介) (第三九四号)、同 (請願者 松江市北堀町八十六番地桑谷昭二外四名) (渡海元三郎君紹介) (第三九五号) 及び同 (請願者 大津市錦織町八百四十二番地伏木滋) (草野一郎平君紹介) (第四〇〇号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、学校に警備員を置き、教員

の負担を軽減し、教員がその本務に専念できることとし、あわせて学校にかかわる火災、盗難等の予防の強化をはかることを目的とするなどの事項を盛り込んだ学校警備員の設置の立法措置を講ぜられたというのである。(一)現在における教職員の宿直勤務の内容と実態は、教職員の生活と健康に重圧を加え、その本来の教育活動の阻害しており、しかも教職員の勤務量は全体として増加の傾向にある、(二)学校の火災盗難等の事故が逐年増加の傾向にあり、教育を阻害しているとともに膨大な損害を招いているので、このような事故を未然に防止し、学校教育を保障するため、火災盗難等の予防を専業とする学校警備員の設置が緊要である、(三)学校警備員の設置は、教育関係者及び地方自治体が一致して要望しているところである。

二、請願の議決理由

学校警備員の配置を求めている本請願は、十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

養護教諭を各学校に必置等に関する請願 (請願者 長野県松本市田町三三十四番地手塚菊江)(上村千一郎君紹介)(第三九六号)、同(請願者 神奈川県川崎市池田町一丁目九番地の十四守屋百合子)(小澤佐重喜君紹介)(第三九七号)、同(請願者 広島県尾道市栗原町三三三番地高住八枝子)(谷川和穂君紹介)(第三九八号)及び同(請願者 大分市鴨崎区三佐小場典子)(渡海元三郎君紹介)(第三九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

学校教育法第二十八條、第四十條において小、中学校に養護教諭の必置が規定されているが、同法第三十條に、小学校、中学校には当分のあいだ養護教諭を置かないことができる、との規定があり、また高等学校では任意規定になっているため、小、中学校、高等学校の各校に養護教諭が必置されていない。置かない要因としては、学校教育法の設置事項の曲解と地方財政の窮乏があり、加えて養護教諭の配置基準が大規模校中心で小規模校の保健がなおざりであること、さらに養護教諭の養成対策の不足にあると思われる。ついで、学校教育法の一部を改正してすべての学校に養護教諭を置くこととし、養護教諭の養成について抜本的施策を講ぜられたというのである。

二、請願の議決理由

学校保健の重要性と養護教諭の配置状況とにかんがみ、これが合理的な配置施策について一層努力する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和四十年八月十一日

文教委員長 渡海元三郎

衆議院議長 船田 中殿

建設委員会

県道大垣一宮線濃尾大橋等の渡橋料金軽減に関する請願 (請願者 岐阜県羽島市長河村忠一外四十七名)(大野明君外四名紹介)(第一七二七号)、同(請願者 岐阜県大垣市長山本庄二)(山本幸一君紹介)(第一七三三号)及び同(請願者 愛知県尾西市長小川四郎兵衛外八十五名)(海部俊樹君紹介)(第二二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道大垣一宮線にかかる濃尾、羽島、大垣の各大橋の渡橋料金は、それが決定された当時と、名神高速自動車道路が開通した現在とでは状況が大きく変わっており、たとえば小型自動車では県道大垣一宮線を利用すると、三大橋の渡橋料金が二百五十円、所要時間約五十分であるが、名神高速自動車道路を利用すると大垣一宮間の通行料金は百五十円で、所要時間は約十二分という比較にならない差がある。これがため県道沿線地区は濃尾の自然的環境と地理的条件が備わりながら、産業経済の発展交流に阻害を来している。ついで、この際三大橋の渡橋料金を軽減するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送の円滑化をはかる見地より、早急に検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

建設委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

鳴門、明石間の本土、四国連絡橋架設に関する請願 (請願者 徳島県鳴門市撫養町黒崎字楠谷鳴門市身体障害者会長宝田安市外三百八十九名)(三木武夫君紹介)(第三二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

次記理由により、鳴門、福良間及び岩屋、明石間を結ぶルートによる本土、四国連絡橋を早急に架設されたいのである。(一)国家百年の大計のためには経費問題に左右されるべきではない、(二)架橋技術上の困難も日進月歩の科学力によれば克服できる、(三)架橋の目的は、四国を少しでも本土の都市、京阪神に近

接させるためである、(四)徳島県民のすべてが同ルート決定に県の浮沈をかけている、(五)徳島県の身体障害者は、海路交通のためにいまだ本土の地を踏まない者が大部分であり、文化の恩恵に浴することが少なく劣等感さえ抱いているが、同橋架設の後には容易に中心都市へ接触して、自己の能力を発揮でき、人生の幸福を得られる。

二、請願の議決理由

京阪神、四国の産業の発展及び輸送力確保の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

昭和四十年八月十一日

建設委員長 森山 欽司

衆議院議長 船田 中殿

発電水利使用料の下流増に関する請願 (請願者 福島県議会議長鈴木省吾)(湊徹郎君紹介)(第三三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川水系においては、昭和三十四年六月に田子倉、三十五年十二月に奥只見と巨大なダム式の発電が開始されたが、これに伴い下流発電所の発電量はゆるゆる下流増として増加しており、この発電に要する水の使用量も当然増加しなければならぬと考えられる。しかるに現在までこの下流増の水利使用料の取り扱いに関しては、意見の調整がつかないまま、いまだ解決をみていないことは遺憾である。ついで、すみやかに意見の統一をはかり、これら下流増分について考慮し、早急に措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より、早急に検討する必要がある

昭和四十年八月十一日 衆議院會議録追録 請願に関する報告書

あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

発電水利使用料の増額改定に関する請願
(請願者 福島県議會議長鈴木省吾(湊徹郎君紹介)(第三三八号) に関する報告書
一、請願の要旨及び目的

現行発電水利使用料は、昭和三十二年に改定されたままこんにちに至つてゐるが、河川工事に要する賃金、セメント、鋼材等の価格は、改定時以來逐年値上がり続け、これらの価格に著しい変動増を示してゐることは明白であり、さらに近年における災害の続発に伴う河川工事量の増高と相まつて、河川管理はきわめて困難な現状である。ついで、現行使用料が著しく適正を欠いてゐる実情を十分考慮されるときに、三十二年改定の際の通商産業省と建設省との間の覚書にのつとり、発電水利使用料の大幅増額をされたいといふのである。

二、請願の議決理由

民生安定の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

本州、四国間瀬戸大橋の早期建設に関する請願(請願者 岡山県浅口郡鴨方町益坂百六十五番地大西恒夫(逢澤寛君紹介)(第三

明治三十五年 第三種郵便物認可
三月三十一日

七七号) に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は本州、四国間連絡橋の架設地点について、本年度末までには結論を出すやに聞か、瀬戸大橋(岡山―香川ルート)は立地条件において、次記のとおり多くの利点を有し、しかも同橋ルートを視察したすべての内外学者及び専門家は、その有利性を認識され、その必要性を強調しているところであるから、これが早期建設をはかられたいといふのである。(一)瀬戸内海のほぼ中央部に位置し、東西交通にも南北交通にも最も適しており、瀬戸内海臨海工業地域の発展にも最も効果的であり、既成の阪神及び北九州工業地域の過密緩和に役立つ、(二)道路と鉄道の併用橋の架橋が可能であることが立証され、道路単独橋に比し、輸送効率ははるかに高い、(三)現在の交通体系を変えることなく、合理的な本州、四国間の連絡ができる、(四)潮流がゆるやかで水深は浅く、地盤はよく、台風や地震に見舞われることも少なく、しかも点在する島々を橋脚に利用できるのも、工事がしやすく、したがつて工事費も安い、(五)架橋による船舶交通の支障が最も少なく、漁業への影響も少ない、等。

二、請願の議決理由

阪神、四国、北九州の産業の発展及び輸送力確保の見地より、慎重に検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和四十年八月十一日

建設委員長 森山 欽司
衆議院議長 船田 中殿

定価 一部 二十五円

、ただし良質紙は三十円
(配送料別)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)